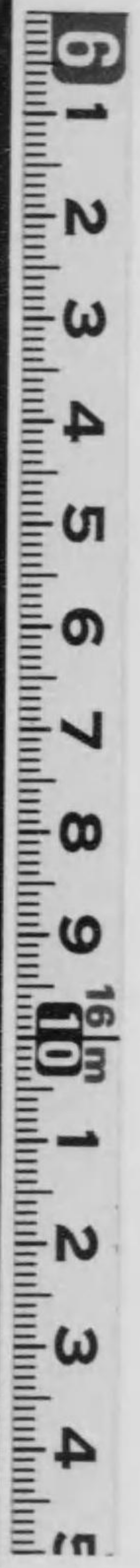


57  
55



始

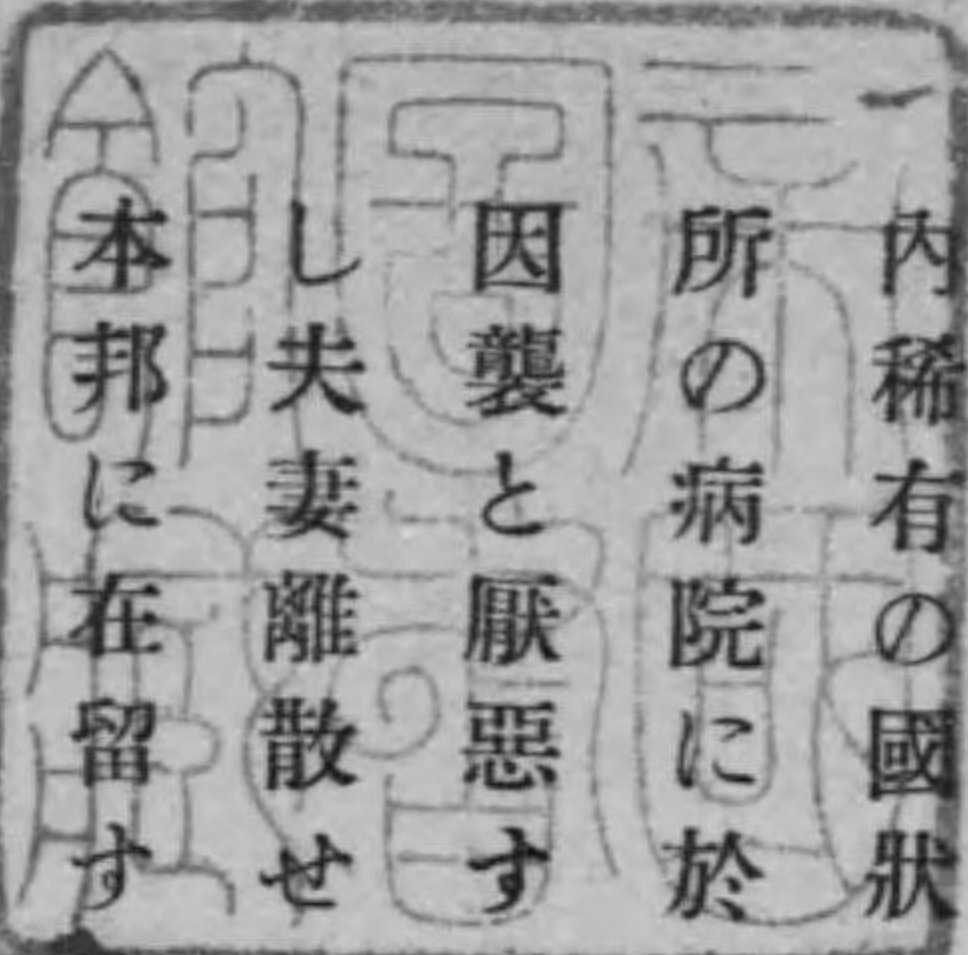


本邦癩病叢錄

57-58

緒言

古來我國に於ける癩病患者は正確の統計を得難きも、頗る多數にして今日にても猶ほ數萬を算すと云ふ。其斯くの如きは、宇



内稀有の國狀なるに拘らず、救済の方法不充分にして、全國數個所の病院に於て極めて僅少の患者を收容するに過ぎず、多年の因襲と厭惡すべき病質とは、一朝之れに懼る者をして、親子生別し、夫妻離散せしめ、道路に委棄して顧みる者なきに至り、却つて本邦に在留する外國の篤志者宗教家等をして其救護に任せしむ。吾人列強の間に伍する帝國の面目に鑑みて豈に忸怩たらざるを得んや。

畢竟事態斯くの如きは、決して我民性の酷薄なるが故にあらず、

緒言

大正  
8.7.14  
内交

國帑亦必しも不足なるが爲にあらざるなり。要するに舊習偏見に職由するものにして、斷乎たる措置以て先進國の實驗に倣ふに於ては、多年を出でずして此の病患を撲滅するを得べきや決して難事にあらず。政府當路者須らく進んで其策を講ずべく、民間の有志者も亦奮起力を協せて其完成を期すべきなり。今茲に本邦癩患者に關する重要な記録を蒐輯上梓し、廣く同感の士に頒ち、其参考に資せんと欲す。若し本問題に對する世の注意を喚起し、前顯目的遂行上一歩を進むるを得ば幸甚。

大正八年七月

雨 潤 會

目 次

癩病豫防に就て.....	全生病院長 光 田 健 輔.....	一
癩豫防に關する意見.....	同.....	五五
癩に關する内務省の訓示.....	.....	七四
癩豫防に關する法律(明治四十年法律第十一號).....	.....	七八
附 同法律施行に關する法令.....	.....	八一
神山復生病院概況.....	神山復生病院長 ヨゼフ、ペルトラン.....	八九
慰養園の概況.....	坂井義三郎.....	一二二

# 本邦癩病叢録

雨潤會編纂

全生病院醫長 光田健輔



癩病は遺傳病なりや將た傳染病なりや

(本稿は光田氏並に中央慈善協會の承諾を得て大正四年一月發行「慈善」第六編第三號より茲に轉載す)

世界の癩病を研究して居る大家が前後三回癩病會議を開き、癩病は千八百七十三年那威のハンゼン氏が發見し其後ナイセル氏が此れを保證したる癩菌によりて起る傳染病であることに一致して殆んど疑ふものは無いのであります。只だ一人ザンバツコバシヤなる人が遺傳説を主張して居るのみであります。此れは同一の家族が最も

癩病豫防に就て

數、侵されるからであります。此の家族が長年月の間一地方に局限して綿々として癩患者を出だすからであります。本邦に於きましても癩病血統の説は俗間に行はるゝのみならず有名なる醫家も特種の素因を有する癩病系の存在を信ずる者があります。此等の人々は今迄絶えて癩病を出した事なき家族中に一人の癩患者が発生すると此れを未來永劫癩系に葬り去り、結婚は勿論交際でもしない様になります。さうして自然に癩病村が出来て、此村中でやり取りをして此村には數人乃至數十人の癩患者を發生して居るのであります。傳染説を主張する多數の學者は此状態を家族傳染と唱へて居ります。此れは何れの傳染病でも最密接する人々に先づ感染するものであつて、必ず血統を引いた者と限らない、看護婦でも醫者でも選ばないのであります。若し茲に數百年來癩家族若くは癩村と唱へられ現に同患者の數人乃至數十人を有する處でありましても、其患者を取り去り病芽の根本を拔去しますれば將來癩の發生を防ぐことが出來ますのは火を賭るより明かな事實であります。然るに古來此理の明かでない所よりして所謂純正の遺傳に等しき者と誤認せられて、一旦癩病になつて汚れた血筋は決して清潔になり難い、丁度頭髮の黒いこと、或は赤いこと、色の黒いこと、鼻の形、左り利き、血友病等の如く純正の遺傳は其卵細胞及精蟲に固着して居て未來永劫子孫に遺傳

する形質の遺傳と同一視せられ居るのは甚しき誤解である。癩菌の身體に寄生するのは丁度栗の實に蟲の着いたと同じ事、貯藏法の如何によりては蟲を豫防することが出來、決して本來栗の實の大小其味の如き形質に固着して蟲が生れ出るもので無く、蟲は全く外物で無關係のものであります。近來本邦で重症の癩患者の血液中に癩菌が浮游して居ることが發表になり、次で大阪療養所の菅井醫學博士は癩患者が産みたる初生兒の胎盤中及初生兒の血液中に癩菌を發見したのであります。斯の如き小兒が成長の後癩を發することがありましよう。斯の場合でも純正の遺傳では無くして母體血流中の癩菌が子宮より胎盤を通過し胎兒に移行し胎内にて癩菌を受けたる者であるか、或は又母體が癩病でないとするれば受胎中男癩の精液中に稀に存在する癩菌が羊膜を透して達したものである、而して此癩菌が將來其兒童の成長と共に繁殖するかも知れない。又全く消滅に歸するかも知れない。併し私を見て居る癩婦の女兒が二十四五歳になるが未だ癩の徴候がない、癩の子は必ず癩になるとは限らないのであります。

以上私は癩は傳染病であつて決して純正なる遺傳と目すべきものでないことを申述べ、數百年來癩病系として卑められた人の爲めに冤を雪がんと致す者でございます。

而して明治三十三年窪田衛生局長の時代に癲病患者の調査がありました。當時全國の癲患者總數三萬三百五十九人でありまして癲病血統戸數が十九萬九千七十五戸此に屬する家族人口は九十九萬九千三百人あると云ふ事であります。此時此統計に關與せられた人の話を聞きますに、癲病の實數を調査するに其周圍の關係を調査すれば比較的正確なる數が得られると云ふ考へからして血統調査に従事せしめられたので、血統は癲患者の所屬する家族に止まつた所もあり、或は其傍系に迄及ぼした所もあり、頗る茫漠たる調査であつたとの事でありますが、兎に角此の調査が一世を震撼せしめ、明治三十五年齋藤壽雄氏が議會に建議案を提出せられた次第であります。又エーレル氏の世界に於ける癲病の分布なる論文中に「日本の患者の數は今後増加すべきも内務省の統計は毫も確實なる事實を示さず唯だ遠からずして九十九萬九千三百人の日本人は多少癲病患者の相貌を現はさんと言ふに過ぎざるなり」と云ふてあります。されば此の調査の要旨は我々日本人には血統調査として深刻に響きました。が、西洋人には何の事とも了解が出来ずして政府が人道に反し家族を危険の位置に措くものと考へられた。方今に至る迄帝國政府は仁政の譽高きにも拘はらず癲病に罹りたる貧困なる患者の安寧を計る爲め毫も慈善的處置を施すことなく、彼等は屢之を嫌惡する人民よ

り排斥せられ、又政府は此れを病院に收容せざるを以て悲惨なる生活を營み終に貧困に迫り餓死する者決して尠なからざるなり。横濱、神戸及長崎の歐人の團體新教派の傳導師の恩澤に依り患者は漸く温かなる待遇を受け、極言せば癲病人の悲惨なる狀態を注目するは獨り西歐人にして日本國にある患者に對し憐愍の情を懷くは西歐人なりと云ふも敢て不可なかるべし。云々と書いて居ります。

今日癲療養所が出来てエ氏が云ふが如き癲患者の悲惨なる生活は多少改善せられて居りますが、其大部分は家族内に潜匿して家族内傳染の危険を醸成し居る者で御座います。我々は此の不幸なる患者を指導して安全なる地に救ひ出し、數十年の後には日本國に於いて全く癲病の跡を絶たねばならぬ責任を有するものであります。

#### 醫學上より見たる癲病

明治四十年三月發布に相成りました癲豫防規則によりますると癲患者を診斷致しましたる醫師は患者及び其の家人に對して消毒其他の豫防方法を教へ、且三日以内に行政官廳に届出づべき義務を負ふて居ります。此れが世界各國の癲病豫防規則に載て居るのであります。が、恐らく本邦に於けるが如く患者及醫師の苦痛を感ずる處は尠いであらう。前に申述べた如く癲病患者自身は死刑の宣告を受けたと同様に感ずるの外

家族も悉く癩系統なる汚名の下に婚約破談離縁と云ふことが續出するのでありますから随分醜惡なる顔貌を呈する迄他の病名の下に治療して居ります。患者が自ら覺えた場合には家族内に潜伏し誠に窮屈なる生活を送るのであります。有福なる患者は都會に出て皮膚科の醫師を尋ねますが、醫者も癩病は好みません。若し癩病なることが他の患者に知れると遂に門前雀羅を張るに至るので實に割りの悪い患者であります。

併し醫學上には興味は絶大のものでありまして支那の醫書には癩と書てあります。が實に一病にして萬種の疾を具ふるものであります。就中癩菌は結核菌よりは八年以前に發見せられたものであるが、此れが培養は世界の癩病存在地で種々研究せられて居るが信を措くに足るものが無い。又癩病血清は梅毒の血清と同じき反應を現はし尙ほ頗る不明の點が多い。皮膚病上よりするも各種の發疹は其據て來る各種の意味を有するものであり。眼科よりするも眼科醫が一生研究すべき題目であり、神経科よりするも世界無比の獲物であり、耳鼻科外科内科孰れよりも實に興味ある病理學上の事實を語るものである。畢竟するに細菌と身體と争闘の限度妥協の限度を知るには癩を措て他に好個の材料が無いと云ふてもよいので、本邦醫學が將來此領域より世界

に向て貢献すべき好題目であるのであります。米國政府は其領地布哇、モロカイ島の癩殖民地に於て「フイリツピン」群島の癩病隔離地なる「キユリオン」島に於て大なる研究所を設立したりと云ふ、誠にさもあるべきとであります。本邦に於ても研究室及研究設備も皆無にはあらず、學者としては高價なる器械必ず役に立つものにあらざるも癩病治療は未だ充分の域に達せず、現今益々旺盛ならんとする理學的療法をも應用し治療の一生涯を開き根治せざる迄も患者に日々の希望を生ぜしむるは癩病治療家として當然の責任であります。今日の處では宗教家の建てた病院と何等の選ぶ所はないので、此等の設備の世界的潮流に併行して參る様に御同情を願ひたいのであります。

而して今日は如何なる治療を施して居るかと云ふに、日本で三百年間經驗を有する大風子と申す油を皮下若くは筋肉内に注射し創傷には繃帶を施して置くのであります。然るに全生病院開院當時には三百人中二百人は潰瘍が出來頗る重態でありましたが、今日は三百五十人中百人位が重態であり、残る二百五十人は何か仕事でもしたいと云ふて無聊に苦んで居るものであります。併し此れが根治療法は絶望てはないが容易の業でない。彼の慢性の結核菌を御覽なさい。結核菌の人工培養が出來て已に三十三年になり其生物學的の知識は進歩して居る事は癩病の比でない、種々特種血清



が製造せられ化學療法が発見せられて居るに拘はらず未だ根治療法は前途遼遠なりと云はざる可からず。今日に於ては臨床細菌學者も等しく結核離隔療養所の必要を唱へて居ります。此れ一は患者の療養の目的であります但其主眼とする所は離隔によりて他の傳染病に於けるが如く病毒の散漫を防ぐ、是は確かに豫防上に於て非常に効果がある。それで獨逸では盛に公立私立の療養所が出来て二百以上もあり、獨逸全國重症患者の半數約十萬の患者を容るゝ可き設備があると申すこととあります。本邦でも近年公私結核療養所が續々出来るのであります。之れに據りて見ますれば結核の如き肺の一局部を侵す病氣でも未だ人工的に治癒せしむることが容易でない、況んや此れよりも慢性なる癩病に至りては全軍客處の貴要の臓器の細胞と癩菌とが妥協を遂げては共同生存を營んで居るのであるから、癩菌を殺せば細胞の生命をも害さねばならぬ。中々面倒なることで研究に研究を重ねて多年の後も靈藥の發見を待たねばならぬのである。其間一刻も猶豫すべきでないことは他の傳染病の如く病毒の散漫を防ぐが爲めに離隔をせねばならぬ。蓋し癩病離隔の事は數千年來人類疾病の歴史に於て特筆大書せられある項目でありますから茲に簡単に御話致します。

## 歴史一斑

西洋には昔しから有つた舊約新約全書の所々にも書てあつて其慘憺たる光景は聖者の同情を引いたのであります。併し此れが増加して參りましては家庭より追出し、乞丐を致す様に成り、其乞丐の群は遂に市外に追出された。獨逸語の「アウツザッツ」と云ふ意味は病人を公衆の内より追出すと云ふこととあります。此乞丐の群を十字軍の前後から市外の病院に置き二種の衣服及帽子を着せ、四つ竹叩いて賽錢箱に喜捨を受けるのである。又賽錢箱を癩病院の門前に吊して喜捨を受ける、後ちに癩病院が金持ちになり堂々たる建築を構へ乞丐をせないでも立派に公費で救助せられたとのことであります。此れ等の癩病院は一村一市の公立や或は騎士の團體や或は僧侶の團體で貴族は常に此れが援護者でありました。

佛王ルイ九世も癩病患者の同情者であらせられて手づから治療されたり給仕されたりしたと云ふこととあります。當時佛國のみにも二千の癩病院があり、歐洲の「クリスト」教國には千二百四十四年頃には一萬九千の癩病院があり、熱心に離隔された結果十五世紀頃から英國佛國獨逸埃太利より癩病の跡を絶つた。爾來此癩病離隔法は「ベスト」「チブス」「發疹チブス」に應用し常に傳染病の豫防撲滅に偉功を奏しました。彼の「ラッアレト」軍病院と申す字は、本と癩病院の守護神として祭りありたる聖「ラッアレス」

癩病豫防に就て

より來りたりと云ふことであります。

世界に於ける癩病分布

國名	年	患者數
獨逸	一九〇〇乃至一九〇八	年々二四乃至三七
奧國	一九〇九	一三六
瑞西	一九〇六	六
佛蘭西巴里		*一六〇乃至*二〇〇
其他		七五
英國倫敦		*若干
伯爾義		*若干
和蘭	十年間	*四〇
丁抹		三
瑞典	一九〇七	八九
那威	一九〇七	四三八
水洲	一九〇七	九八

魯西亞	一九〇八	二二三〇
ルーマニヤ	一九〇八	三三八
モンテネグロ	一八九七	一〇〇
セルヅキヤ	一八九八	三
ブルガリヤ	一九〇九	一〇
西班牙	一九〇四	五二二
葡萄牙	一八九七	四六〇
伊太利		二〇
エルバ島	一九〇九	五〇
シシリ島	一九〇四	七七
マルタ島		一〇〇
土耳其	一八九〇	六〇〇
希臘		四〇〇
クレイト島	一九〇〇	三七八

歐羅巴は中古離隔の結果其數極めて少數でありまして英國佛國伯國和蘭獨逸にあ

癩病豫防に就て

るものは概ね殖民地にて感染歸還したもので\*の標しを附して置きました。

土耳其エルザレム	八〇〇
シーベル島	一九〇〇
アラビヤ	一一二
ペルシヤ	四〇〇〇
英領印度	不明
セーロン島	九七、三四〇
佛領印度 <small>ボンデシエリー</small>	五八九
マラツカ半島	三〇〇
佛領印度支那	四九六
東京	三〇〇〇
安南	二五〇〇
交趾支那	三〇〇〇
カンボヂヤ	一五〇〇
ラオ	五〇〇

即ち亞細亞の如き自然に放任してあつた處は際限もなく病毒の蔓延するは明かな事實である。

暹羅 磐谷	一九〇〇	七〇〇
瓜哇	一九〇二	四、四四三
ボルネオ及セレベス	—	少數
スマトラ	一九〇二	五五八
フィリッピン群島	一九〇九	二二四一
支那	—	不明
亞弗利加	—	—
アルゼリヤ	自一八九七至一九〇九	一〇九
チュニス	—	一〇〇
埃及	一九〇三	二二〇四
獨領亞弗利加	—	二〇〇
アベシニヤ	—	二〇〇
喜望峯殖民地	一九〇八	二六六〇
癩病豫防に就て	—	一三

癩病豫防に就て

マダガスカル	一四	八四八〇
コモール群島	一九〇六	一六六〇
南北亞米利加		
合衆國	一九〇九	一四七
加奈陀		二〇
キユバ		一五〇〇
ジャマイカ		二〇〇
トリニダット	一九〇二	三〇五
バナマ	一九〇六	七
コロンピヤ		四三〇四
蘭領グヤナ		二〇〇〇
英領グヤナ		五〇〇
佛領グヤナ		若干
ブラジル		五〇〇〇
アルゼンチン		七三〇

濠洲及ポリネシヤ

澳太刺利亞	八八
サンドウキチ群島	五〇〇
ニユカレドニヤ	三〇〇
ロヤルチー群島	三〇〇

以上世界の各國に亘て多少あるが、野蠻である國にして衛生の何物たるを解しない國には劇しい勢で擴がり、其傳染の事實を認めて適宜なる所置をなす國には減少する傾向が見える。而して萬を以て數へる國は英領印度の九萬七千三百四十、日本の二萬三千、佛領印度一萬五千、蘭領印度一萬一千、支那の精細なる調査はないが英領印度の數と伯仲するか其上にあるであらう。然りとすも日本が第三位に位することは動かし可からざる事實であります。左に内務省で明治三十九年調査せられた表を御覽に入れませう。

第一表 癩患者概數表

(明治三十九年四月現在調査)

府廳及	戸數	人口	癩患者	人口毎	癩患者	人口毎	一定居	同籍上
縣			數	千患者	數	百患者	所ナキ	原籍別
北海道	三二、六三三	一、三〇、五八六	四七	三、三三	三、五三	二、六	三、三三	〇、二四
男	三二	三〇	三〇	〇、二四	四、三三	六	五	
女	三三	三〇	一五					

癩病豫防に就て



第二表 癩患者数の多少を府縣別に列挙すれば下の如し。

- 一、〇〇〇以上 熊本、鹿児島
- 八〇〇以上 愛知、大分、福岡、宮崎
- 六〇〇以上 静岡、沖繩、岐阜、愛媛、兵庫、長崎、山口、岩手、青森、群馬
- 四〇〇以上 新潟、佐賀、福島、三重、千葉、宮城、岡山、高知、徳島、栃木、廣島、大阪、秋田
- 二〇〇以上 長野、茨城、山形、鳥根、滋賀、北海道、奈良、埼玉、和歌山、山梨、福井、神奈川
- 二〇〇以下 京都、鳥取、石川、東京、富山

更に人口一〇〇〇に對する患者数の比例上多數なる府縣は左の如し。

人口一〇〇〇に對し患者一以上を算するもの、

- 熊本、宮崎、沖繩、鹿児島、大分
- 〇・八以上 青森、佐賀、岩手
- 〇・六以上 高知、岐阜、群馬、愛媛、長崎
- 〇・四以上 静岡、徳島、香川、宮城、奈良

比例上最も少きは東京、富山、京都及大阪にして埼玉、石川、北海道、神奈川、茨城之に次ぎ共に〇・三以下なりとす。

最多數の患者を有する郡部を抜記すれば左の如し

二〇〇以上の患者を有する郡

- 熊本縣 玉名郡 上益城郡
- 鹿児島縣 薩摩郡 大島郡
- 静岡縣 駿東郡
- 群馬縣 吾妻郡

一〇〇以上の患者を有する郡

- 熊本縣 飽託郡 鹿本郡 菊池郡 阿蘇郡 下益城郡 八代郡 葦北郡 球磨郡
- 天草郡
- 鹿児島縣 日置郡 川邊郡 嚙吠郡 出水郡 熊毛郡 肝屬郡 始良郡
- 大分縣 下毛郡 日田郡 大野郡 直入郡
- 宮崎縣 宮崎郡 南那珂郡 東臼杵郡
- 愛知縣 碧海郡
- 沖繩縣 島尻郡 中頭郡 國頭郡 宮古郡
- 長崎縣 西彼杵郡 南高來郡 北松浦郡
- 山口縣 玖珂郡 阿武郡
- 青森縣 東津輕郡 南津輕郡
- 佐賀縣 東松浦郡
- 高知縣 高岡郡 幡多郡

癩病豫防に就て

栃木縣 那須郡

此の二萬三千と云ふ數は明治三十三年十二月調査の三萬〇三百五十九名より七千人減少して居るが各府縣に亘りて略々一致して九州諸國は最も多く北海道富山石川諸縣の少きも前後一致して居ります。此表は現今の療養所を御立てになるのに非常に参考になつた表であらうと思ふ。

併し此表は各府縣に於て醫師が實地調査を致したもので無くして巡査が調査した者であるから信用するに足らないと云ふ醫師間の意見がありまして或は此に數倍する實數があると申しますが何れも推定に過ぎないのであります。近日癩病死亡平均表によりて見まするに前記の各府縣の患者の多少と略々同一歩調を呈して居る事が分ります。(第三表參照)

第三表

自明治四十一年 全國癩患者死亡平均數 内閣統計局調査

東京府	三六・二	埼玉縣	二二・三	愛知縣	八一・八	福島縣	三七・六
京都府	一九・〇	群馬縣	三〇・四	靜岡縣	六八・三	岩手縣	四九・〇
大阪府	四四・〇	千葉縣	三五・五	山梨縣	一七・二	青森縣	六三・二
神奈川縣	二三・九	茨城縣	三三・九	滋賀縣	二一・五	山形縣	二八・六

兵庫縣	七三・六	栃木縣	三六・三	岐阜縣	四〇・三	秋田縣	三六・一
長崎縣	五三・四	奈良縣	一八・五	長野縣	二一・九	福井縣	一一・八
新潟縣	二五・五	三重縣	三五・八	宮城縣	三三・三	石川縣	一四・四
富山縣	六・六	山口縣	七四・四	高知縣	五一・九	宮崎縣	八一・六
鳥取縣	一三・三	和歌山縣	二九・〇	福岡縣	八五・六	鹿兒島縣	一〇四・一
島根縣	二六・五	徳島縣	四九・二	大分縣	七五・九	沖繩縣	三七・九
岡山縣	四〇・八	香川縣	三八・八	佐賀縣	四一・四	北海道	二八・九
廣島縣	三〇・一	愛媛縣	八〇・六	熊本縣	一五二・二	總計	二〇六二・〇

本邦に年々幾何癩死亡ありや

前表によりて各府縣の癩死亡率は略々各府縣の現在患者に比例すること前表の如し。然るに醫師の診断書を書くに當りまして露骨に癩と書かない。肺結核とか腎臓病とか直接死因を書く場合が多い。それで實際は次の數よりは多いてありましよう。

第四表 明治自三十二年 全國癩患者死亡數 内閣統計局調査

年次	男	女	計	年次	男	女	計
三二	一四九八	六〇八	二一〇六	三六	一五九一	六〇一	二一九二
三三	一四三〇	五九六	二〇二六	三七	一四七五	六二一	二〇九六
三四	一三九八	六二三	二〇二一	三八	一四四四	六〇七	二〇五一
三五	一六八〇	六三六	二三一六	三九	一三六九	六一〇	一九七九

癩病豫防に就て

四〇	一三四四	五四五	一八八九	平均	一四六四・一	五九七・九	二〇六二・〇
四一	一四二二	五三二	一九四四				

癩死亡率及癩病経過よりする癩患者数の推定

過日内閣統計局二階堂技師に癩病現在數最近の調査を御尋したるに前掲の内務省調査後に無之かりしを以て更に氏の推定法を御伺ひしたるに推定は統計の本義に無之けれども今日の場合に於て左の如しと教示せられた茲に謹んで同氏の好意を謝す。明治四十四年同四十五年大正元年の二ヶ年間に於ける癩療養所の死亡者男二百十九人女五十一人計二百七十人を右兩年末の現員に比例すれば癩療養所に於ける癩患者の死亡率を算出することを得即ち左の如し。

男	九・八三%
女	八・九六%
總數	九・六五%

假に此率を以て一般の癩患者の死亡率を推し得るものとすれば既往(自明治三十二年至同四十二年)十年間の國民全死亡中の癩死亡は一ヶ年平均男一千四百六十四人女五百九十八人計二千六十二人なるが故に療養所收容程度の癩患者は左の如くありと見て可なる

が如し(第一推定)。

男	一四八九三人
女	六六七四人
計	二一五六七人

右材料に依りて死亡者癩の平均経過月數を算するに男は百三十一ヶ月八四、女は百三十九ヶ月八四、總數は百三十三ヶ月三四なり之を年に換算するに左の如し。

男	十年十一月二十八日
女	十一年七月二十八日
總數	十一年一ヶ月十一日

假に此経過年數を以て一般の癩死亡者に適用し得べきものとして國民全死亡中の癩死亡者に算當すれば全國には常に二萬二千六百八十二人の療養所收容程度の癩患者ありと推計し得べし(第二推定)。

右の第一推定と第二推定とは稍々近き數にして其差唯僅に千三百十五のみ(約六%)、故に兩者は大體に可信揣計なりと言ふて可ならん。仍て兩者相互に接近せしむべく兩者の中數を算出して相互に通ずる推定と爲すべし即ち左の如し。



二萬二千二十五人

然るに癩療養所に於ける死亡者の死亡原因を見るに直接癩に因する死者は總數の二・二%のみ、他の七・八%は癩以外の併發病に因りて死亡せり。故に國民一般の死亡數中に見出されたる一年平均の癩死亡二千六十二人は癩に罹りて死亡したる者の二・二%なりと見なさざるべからず、別言すれば國民死亡數中の癩死者に因りて罹病者を推定せんと欲せば其現はれたる癩死亡者は全數の約二・二%にして、此他に癩に罹り他病に因り死亡したる者約七・八%あるを忘るべからず。依て爰に掲げたる推定數二萬二千二十五人は全數の二・二%に當るものとして之に依り全數を推定すれば左の如し(第三推定)。

九萬九千二百十人

即ち知る本邦には約十萬の癩患者現存することを。

果して十萬の患者ありとすると世界の癩病第一等國で、神國ぢや祖先崇拜ぢやと空威張りをなし居る譯には行かぬ。必ずや上は貴族より日本各階級の人々自分こそ純潔なる血統であればよろしいと、全く風馬牛視する譯には行きませぬ。今日迄は癩病の事を云々すると却て彼れは癩病の血統ではないかと疑はれるのである。此邊は世

界的の眼孔を開いて識者の達觀を要する所であると考へる。

#### 本邦に幾何の患者を年々發生しつゝありや

死亡診斷書によりて年々癩患者の死亡數が二千六十二人ある。然るに新生する患者が少なければ早晚癩病は絶滅するのである。此れは年々壯丁にのみ行はるゝ徴兵検査の際癩の爲めに不合格となる割合を陸軍統計年報によりて調査して見ますれば明治三十六年より明治四十五年間十ヶ年の平均四百三十五人五分であり、第五表此れに各療養所收容癩患者千八百二十九人に就き其發病年齢別第六表を見るに二十歳前に發病したる男子は五百四十三名あり、之れを以て全患者數を割り、此れに一年間平均徴兵發見癩患者數を乗けるときは一年間に發生する全國の新患者發病數が出て來る。

總計千四百六十七人

内二十歳以下男子四千三十五人五分

二十歳以上男子七百三十八人

二十歳以下女子百十九人

二十歳以上女子百七十三人

癩病豫防に就て

第五表

自明治三十四年十箇年の徴兵検査にて発見せし癩患者數

年次	患者數	被檢者千人に對し		年次	患者數	被檢者千人に對し	
		合格者	不合格者			合格者	不合格者
三六	四二二	一・二九	二〇・八三	四二	四四八	〇・九九	一九・九七
三七	四七九	一・二四	二二・三一	四三	四一一	〇・九五	二一・〇〇
三八	五二六	一・三七	二三・五〇	四四	三六六	〇・八九	二一・一五
三九	四三六	一・二六	一七・一三	四五	三五一	〇・七七	一七・六一
四〇	四三三	一・二二	二一・二五	平均	四三五・五	一・〇八九	二〇・五六五
四一	四八三	一・二一	二〇・九一				

第六表

各療養所に於ける收容癩患者發病年齡別

發病年齡	男					女				
	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區
十歳まで	二〇	三	一五	一四	一六	九	一	六	二	四
二十歳まで	一四	六	七〇	一〇	四五	四	三	二六	一六	二
計	一六	七	八五	二二	五九	一三	四	三二	二二	六
三十歳まで	一七	七	一〇九	一七	五九	一〇	三	二〇	一五	二
四十歳まで	二九	三	七三	二	三九	六	四	九	六	〇
五十歳まで	五	七	二二	六	九	八	七	二	五	一
六十歳まで	二	三	一	五	一	六	一	一	一	〇
計	六二	二二	二二五	三六	一六六	四一	一八	七二	五三	二〇
總數に對する%	九	一	三三	五	二四	二	〇	一〇	七	〇

七十歳まで 八一 一四 二一五 五 一 一 一 六 二 一 二 四 二 三  
 七十一歳以上 一 一 一 一 一 一 二 一 一 一 三 三 一 一 一 一 四

合計 五三 一八四 三三六 三三二 四六四 八〇 四三 四二 三六六 一九六 七四 三三 三三 三三 二五 一八元 一〇〇〇

備考 本表中第一區、第二區は四十二年より大正二年末に至る數、第四區、第五區は四十二年より大正元年末に至る數、第三區は四十四年末現在數を計上せり

此徴兵検査に於て発見せらるゝ癩患者數は比較的正確の數なれども検査當時発見せられず入隊後発見せらるゝこともあり。又丙種以下の象皮腫不治の慢性皮膚病欄に葬りある癩患者も尠からずとの事なれば、從て此數よりも少しく多數の新患者發生あるべき筈なり。併し先づ一ヶ年千四百七十人發生し一ヶ年患者の死平均數二千六百十二人より差引くときは五百九十二人の死亡超過となる、若し全國癩患者二萬三千八百十五人の患者ありとすれば約四十年にして全滅する譯なれども十萬人となれば二百年を要する譯である。私は本邦に於ける癩病も布哇に於けるものも同一に傳染力を有するものであることを信ずる。そして一方は數十年にして島民の十分の一の犠牲を出だし、一方は太古より餘り變らないのは、日本國民の潔癖なると、一は血族病として人道には外れて居るが此の家族と交際をしない爲めであると信ずる。一は浮浪の

境遇に陥れるも社會から離隔せられ幾分か危険を軽減した。此の原因により現状を來したものであるが、決して完全なる豫防方法では無く、人道を無視したる致し方て外國人に對して申譯がない。又國體の汚辱と云はねばならぬ。此際識者は一層の英斷を以て浮浪者及貧者を一程度迄療養所に收容する方法を講じ、同時に家族内に拘禁せられある患者を一定區域に安住せしむるの道を講ぜられんことを希望する者である。

## 現行癩病豫防法發布の前後事情

明治三十年獨逸の東部メエメル區に數十名の癩患者を發生したと云ふ報告は獨逸醫學會の恐慌を來して世界の學者を集合し萬國癩病會議を開き、其決議に基き世界各國は癩病豫防法に心を傾くる様になりました。我が衛生當局が此點に關し心配せられ明治三十三年十二月癩の實數調査に着手せられたのも此の下心であつた事と考へられます。又癩病會議に論文を寄與せられた北里博士が列席して討議に預けられた、土肥博士等は勿論、山根警察醫長も佛國衛生博覽會に列席せられ日本が癩病の第一等國であることを痛切に感ぜられて、皆筆に口に豫防法の必要なることを陳べられた。我等は當時養育院に於て癩患者の慘狀を目撃し、尙ほ熊本及御殿場に於て外國人が殊勝にも此患者に献身的看護に従事するのを拜見して此の患者の處置の等閑に附すべか

らざる事を感じ、數々安達養育院幹事に御話しましたが安達氏は該病が傳染病であることを初めて聞き、入澤博士に確められて大に驚かれました。三十四年九月には約四十名の癩患者を狹隘なる一室に離隔して居りましたが、其内に福島産の片寄某と申す乞丐が七歳のとき酒屋の小僧にやられ、其内の主人が癩病であつたが十三歳のとき小僧も眉毛脱落して癩病となり、東京に浮浪して養育院に入院し、當時十五歳でありました。此患者の事を澁澤院長に御話し、且つ癩病患者を何とか別置する事を御願したら澁澤院長も非常に感動せられて、爾來癩病の事に就て一方ならぬ御盡力を受けました。三十五年頃東京市參事會員當時養育院委員長神鞭知常氏は院長の警告によりまして市參事會を開き、私に癩病に關する講話をせよとのことでありました。當時大石正巳氏も種々討論をせられ、山根正次氏も有力なる議論を發せられました。遂に參事會は養育院から回附したる癩病離隔舎の建築を是認せられました。時の市長松田氏は東京市に於て百人を容るゝ病舎を建てても直ちに一杯になり、癩病患者を東京より驅除する事は六ヶ敷いから寧ろ全國に亘りて法令を施さ、然る後東京に建ると云ふの議論でありました。三十七年以降山根正次氏は代議士として衆議院に癩病に關する質問及建議をされた。三十八年十一月六日リデル嬢が熊本回春病院喜捨金募集に參られたを好

期とし大隈伯爵、清浦子爵及澁澤男爵は坂本町銀行俱樂部に癩病豫防相談會を開かれ窪田衛生局長、山根正次、島田三郎諸氏も臨席せられ、爾後二回打續き寄附金の相談を兼ね、豫防撲滅の事に就き上記の委員達が相談せられたりと覺ゆ、今日の豫防法は其の前後に於て衛生當局の考案せられたるもので、當時の輿論は其發布を促がし四十年法律第十號の發布となり、四十二年四月より實行せらるゝこととなり。其結果現今の癩療養所の設立を見るに至つた次第であります。

癩療養所の現況

癩療養所に入院する資格は我々初め豫想したる如く、自ら療養するの道を有せず、路傍に徘徊するの浮浪の癩患者を警察官の手を経て收容する方針で全國五ヶ所ありますが、第一區は關八州新潟長野愛知靜岡山梨、第二區は奥羽北海道、第三區は富山福井石川岐阜滋賀三重京都大阪奈良兵庫和歌山鳥取、第四區は中國、第五區は九州沖繩の患者を容るゝのであります。

第七表 公私立癩療養所

名	稱	公私別	所	在	地	收容患者數	備	考
第一區	全生病院	公	東京府北多摩郡東村山村大字南秋津			三四〇		大正三年十二月一日現在數 明治四十二年九月二十八日開院

第二區	北部保養院	同	青森縣東津輕郡新庄村大字石江			一〇〇		大正三年十二月一日現在數 明治四十二年四月一日開院
第三區	外島保養院	同	大阪府西成郡川北村大字外島			三〇九		同
第四區	大島療養所	同	香川縣木田郡庵治村大字大島			一五八		同
第五區	九州療養所	同	熊本縣菊池郡合志村大字榮			一七〇		同
私立病院	密遊園	私	東京府荏原郡日黒村字下目黒			三六		大正二年末現在數 明治二十七年十月設立 代表者(和田秀豐、大塚正心)基督教主義
財團法人	立神山復生病院	同	靜岡縣駿東郡富士岡村大字神山			四八		大正二年末現在數 理事佛國人ジヨゼフ、ペルトラン 明治二十二年五月設立
熊本人	同春病院	同	熊本縣飽託郡墨髮村大字下立田			八三		大正二年末現在數 代表者英國人ハンナ、リデル 明治二十八年十一月設立
待	勞院	同	同縣同郡島崎村大字島崎			七〇		大正二年末現在數 佛國人ボリヌ、マルチ、コロンバ 明治三十一年十月設立
身	延深敬病院	同	山梨縣南巨摩郡身延村大字身延組			三〇		明治二十九年七月設立 院主網藤龍妙
木	下専門病院	同	東京市本郷駒込千駄木町			一五		明治三十一年頃設立 院主木下藤一
湯	ノ澤瀨村	同	群馬縣吾妻郡草津町			二〇〇		明治二十一年頃開村

第八表

全生病院收容患者

送致官廳別	患者數	送致官廳別	患者數
警視廳(男)	一九四	新潟縣(男)	二五
警視廳(女)	四八	新潟縣(女)	三

癩病豫防に就て

縣	男	女	計
神奈川縣	392	12	404
群馬縣	34	1	35
千葉縣	125	5	130
茨城縣	12	2	14
栃木縣	140	4	144
愛知縣	143	3	146
靜岡縣	137	1	138
山梨縣	11	1	12
合 計	715	35	750

第八表によれば警視廳の手により來る浮浪徘徊の徒が最も多い。此は多年乞食となりて他の地方より侵入するのである。此等のものは療養所が狭い爲め又定員が三百五十人としてある爲めに東京市中より悉く狩り立てる事は出来ない。爲めに洲崎の原に小屋掛をなし、或は所々方々の木賃宿を經廻り所々の縁日や築地の如き西洋人の居る所を徘徊する、巡查の目にかゝらぬ様に逃げ廻るのであるが、巡查も強ひてつかまへても容れ場所が無い。實は全生病院に入れる前に一時目黒の慰養園に假收容する、其數が三四十名は常にある。此等は皆な東京府の負擔で東京府は全生病院の分擔

金を出だす外に、假收容所の負擔がある。大正三年十二月一日全生病院收容患者の中東京府警視廳患者が百五名あつて、目黒慰養園に二十九名。其外に東京市中を徘徊して居る患者は大凡そ五十名もあつたであらう。大正四年度よりは全生病院は四百名の定員となるのであるが、五十名や百名の増加で浮浪者を根絶することは六ヶ敷いと思はれる。又第八表によりて女子が男子よりも著しく少い事が分かる。

第九表 全生病院費歳入決算累年度比較

款 項 目	決 算 高				
	明治四十二年度	同四十二年度	同四十三年度	同四十四年度	同四十五年度
物品賣拂代	18,196	18,741	19,544	19,668	19,331
用品賣拂代	6,915	7,051	7,466	7,334	7,522
救護費辨償金	7,073	7,674	7,566	7,321	7,797
救護費辨償金	6,277	6,810	6,294	5,118	4,600
違約辨償金	9,811	10,655	11,216	11,233	11,024
雜收入	4,664	5,047	5,426	5,339	5,189
各府縣分擔金	6,604	7,164	7,177	7,151	7,164
各府縣分擔金	4,678	5,232	5,354	5,144	5,044
栃木縣	4,678	5,232	5,354	5,144	5,044

癩病豫防に就て

癩病豫防に就て

歳入	歳入	歳入	歳入			
			臨時	臨時	臨時	臨時
愛知縣	101,854	11,060	5,174	4,914	6,916	6,508
静岡縣	70,114	7,641	3,732	3,907	4,556	4,197
山梨縣	31,825	3,080	1,022	1,333	8,149	1,717
長野縣	7,773	7,781	3,736	3,040	4,779	4,366
計	92,668	9,964	4,768	4,996	6,822	6,136
寄附金	10	10	10	10	10	10
繰越金	1	1	1	1	1	1
前年度繰越金	1	1	1	1	1	1
前年度繰越金	1	1	1	1	1	1
歳入	92,668	9,964	4,768	4,996	6,822	6,136
歳入	92,668	9,964	4,768	4,996	6,822	6,136
歳入	92,668	9,964	4,768	4,996	6,822	6,136
歳入	92,668	9,964	4,768	4,996	6,822	6,136

第九表によりて見るに各府縣が病院の經費を分擔するのであるが、其分擔の基礎は直接國稅四分人口六分の割合で支出せらるゝので、國庫は經常費の六分一を補助する無籍者及び初度調辨費は二分の一を補助する。處が癩患者の少き縣例之埼玉縣の如きは、大正三年十二月一日現在漸く一人の入院者に對し三千二百八十圓十錢の分擔を出だす。そこで此分擔に就ては異論が多い、又各府縣の當事者が癩患者に對し出だす衛生費が他の衛生費の上に出づると云ふことは無用の浪費の様に思ふて此れが節減を計られるのは無理がない様に思はれる。どうか癩の如き浮浪性の慢性病は一地方に重い負擔をなさしむること無く、國庫より支出されたい。若し夫れが六ヶ敷ければ

半分位國庫の支出補助に願ひたい。

第十表 大正二年度に於ける各癩養所決算額

名	患者收容定員	實延人員	經常費支出決算額	平均一人一日の費用
第一區 全生病院	三五〇	一一四、七〇九	五六、二三四・八六〇	四五一
第二區 北部保養院	一〇〇	三三、三〇〇	二〇、七三一・二五二	六二二
第三區 外島保養院	三〇〇	一一〇、六二〇	五九、四四六・六三四	五三七
第四區 大島療養所	一七〇	五七、三四七	三二、四七七・五九五	五六六
第五區 九州療養所	一八〇	六六、五〇六	三三、九四一・〇九五	五一〇

第十表によりて各癩養所の一日一人の費用は五十錢内外であるが、僅か百名の收容力を有する青森は一人一年二百二十七圓を要して尙ほ窮屈の運用を感ずるとの事であるが、三百五十名の收容力ある全生病院は百六十四圓にて済んだのである。外國は五六百から千人を容れる癩養所乃至殖民地があるが、施設の方法を改善すれば本邦でも實行不可能ではない。予等は今日に於て大癩養所を設立せんことを要求せざるを得ない。

第十一表 各癩養所に收容の各性患者千中病症比例 (統計局調)

癩病豫防に就て

病型別	四十三年末現在					計	四十四年末現在					計
	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區		第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	
男	斑紋癩	100.0	92.7	56.8	25.6	194.9	100.0	117.9	68.4	33.4	219.7	
	神經癩	164.4	54.3	44.7	15.2	278.6	187.0	44.8	44.8	10.0	386.6	
	結節癩	73.1	35.4	44.5	47.1	200.1	75.4	32.3	33.8	63.8	247.0	
計	347.5	232.4	146.0	129.9	673.8	542.4	195.0	157.0	107.2	846.3		
女	斑紋癩	73.2	87.0	57.1	32.3	252.6	110.0	117.6	79.4	22.1	339.7	
	神經癩	366.8	343.8	500.0	325.0	1535.6	410.0	333.3	353.0	320.0	1416.3	
	結節癩	550.7	466.2	432.2	375.0	1824.1	667.0	667.0	676.6	428.6	2439.2	
計	1390.7	1297.0	1509.3	1032.3	5229.3	2127.0	2127.5	1808.4	770.7	3705.2		
計	斑紋癩	92.9	99.7	60.9	32.6	286.1	122.0	129.7	83.9	34.2	379.8	
	神經癩	517.5	443.1	495.5	399.3	1855.4	1520.0	1470.3	1406.6	1048.6	6745.2	
	結節癩	291.0	184.8	176.7	167.0	819.5	243.4	203.7	200.4	114.4	861.9	
計	1000.4	727.6	1072.1	608.9	3961.0	1785.4	1703.7	1692.7	1157.2	5046.9		

第十一表によれば本邦でも外國と異なる所はない、結節癩が多い。各大學で神經癩が多いとの事であるが、初期の患者でまだ醜貌を呈しない内に大學で診察治療を受ける。醜貌甚しきに至つては人目の關がうるさくて行かれぬ。此れが日本に神經癩の多いと誤解せられた原因である。又治療の盛に行はれる病院にては病勢退行の患者が多い。此事は單に宗教の慰藉のみによりて物質上の救済を輕んずる純宗教病院の考慮を煩はしたい點である。

第十二表

全生病院收容癩患者病型年齢別

癩病豫防に就て	年次病型別	明治二十年		同三十四年		同三十九年		同四十四年		同四十九年		同五十四年		計
		斑紋癩	神經癩	結節癩	計	斑紋癩	神經癩	結節癩	計	斑紋癩	神經癩	結節癩	計	
癩病豫防に就て	五歳以上六歳以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	一歳以上二歳以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	三歳以上四歳以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	五歳以上六歳以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	七歳以上八歳以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	九歳以上十歳以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	十一歳以上十二歳以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	十三歳以上十四歳以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	十五歳以上十六歳以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	十七歳以上十八歳以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	十九歳以上二十歳以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	二十歳以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

癩病豫防に就て

三八

此表によりて人生の最も成熟期に癩病が發する。二十歳三十歳の青年男女が燃ゆるが如き理想を懷て、此の不治の疾病に侵かされ活きながら刀鋸鼎鏝の苦しみを受ける。國家の損害は物質を以て償ふ可からざる程であらう。

第十三表

自四十二、三年各療養所癩患者異動累年比較  
至大正元年

前年より越人	收容	計	死亡		逃走	事故	計	年末現在
			收容者に對し	普通に對し				
第一區	九七	一、〇六八	八	一〇	一〇	一	一〇	一〇
第二區	八六	一、〇二九	一	一	一	一	一	一
第三區	二六	一、〇七九	一	一	一	一	一	一
第四區	一四五	一、〇七九	一	一	一	一	一	一
第五區	一四五	一、〇七九	一	一	一	一	一	一
計	九七一	一、〇七九	一一	一三	一一	一	一一	一一

明大治正	收容	計	死亡		逃走	事故	計	年末現在
			收容者に對し	普通に對し				
第一區	三〇〇	一、〇六八	八	一〇	一〇	一	一〇	一〇
第二區	九一	一、〇二九	一	一	一	一	一	一
第三區	三三	一、〇七九	一	一	一	一	一	一
第四區	一四七	一、〇七九	一	一	一	一	一	一
第五區	一四三	一、〇七九	一	一	一	一	一	一
計	一、〇〇一	一、〇七九	一一	一三	一一	一	一一	一一

合計	收容	計	死亡		逃走	事故	計	年末現在
			收容者に對し	普通に對し				
第一區	六四二	一、〇六八	八	一〇	一〇	一	一〇	一〇
第二區	二二七	一、〇二九	一	一	一	一	一	一
第三區	五七九	一、〇七九	一	一	一	一	一	一
第四區	三二七	一、〇七九	一	一	一	一	一	一
第五區	三二四	一、〇七九	一	一	一	一	一	一
計	一、〇二九	一、〇七九	一一	一三	一一	一	一一	一一

第十三表によりて各療養所の收容移動逃走死亡の多寡を知ることが出来る。而して逃走の大原因は賭博によりて負債を爲したるもの、男女間の關係、故郷を慕ふものもある。然しながら金をゆすりに行く者が多い。周囲の刺戟が著しき大都會や逃げるに何の障壁を設けない所は一時の出來心で逃走を企てる様になるのである。

治療上の成績

治療上の結果は満足なるものがあつて重症の者が非常に輕快することは疑ふべき餘地がない。又治療を受けざる患者が益々重症に趣くことも疑ふべき餘地がない。而



表 四 十 第

表 計 統 換 交 得 繙 度 年 二 正 大

月次	一月		二月		三月		四月		五月		六月		七月		八月		九月		十月		十一月		十二月	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
備考	百四十五人	百四十六人	百五十三人	百五十八人	百五十八人	百五十八人	百五十八人	百五十八人	百五十八人	百五十八人	百五十八人	百五十八人	百五十八人	百五十八人	百五十八人	百五十八人	百五十八人	百五十八人	百五十八人	百五十八人	百五十八人	百五十八人	百五十八人	百五十八人
繙得回数	計二百一人	計二百一人	計二百一人	計二百一人	計二百一人	計二百一人	計二百一人	計二百一人	計二百一人	計二百一人	計二百一人	計二百一人	計二百一人	計二百一人	計二百一人	計二百一人	計二百一人	計二百一人	計二百一人	計二百一人	計二百一人	計二百一人	計二百一人	計二百一人
面積	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人
火傷	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人
創傷	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人	計二百一十人

四〇  
して重病者は次第に死亡する。四十二年は全收容数の十六%死亡した者が四十四年度四十五大正元年度は十%内外となつた。此れによりても各療養所の成績が知れるのであります(各療養所患者異動表参照)。

療養所の暖地に作るがよいか、寒地に作るがよいか、衣服及薪炭節減の方面よりも暖地がよろしい。其他類は健康人よりも一層寒気に感じて神経病を起し易い。又知覺脱失の爲めに火傷に罹り易い。其爲めに手足に重き傷を拵へて苦痛を感ずる。其他潰瘍も夏期よりも冬期が多い。右の表中潰瘍の面積を計るに元年度夏期の之れに反するは治療の未だ普及せざりしが爲めてある(第十四表参照)。

島か陸か

氣候温暖にして患者の作業を営むの耕地があれば島も穴勝ち悪くはない。殊に逃走を防ぐ上に於て四國大島は遙かに他よりは少ない。又大小便の消毒には莫大なる費用がかゝつて逆も出来ない。寧ろ此れを耕作用に使用した方が一舉兩得である。此れも島でないとは始末が悪い。島流しと云へば初め氣の毒であるが都會の近傍に居るよりは刺戟が少ない。予は將來離隔所を設立するには陸よりか寧ろ島を選ぶ方がよいと思ふ。

患者の職業

患者は大部分農業に従事するものが多い事は各療養所に於ても世界各国の療養所に於ても亦一致する處である。彼等が病氣の輕快した時には實に無聊に堪へない。

癩病預防に就て

務めて力役に従事する者は病氣が軽くなること之れに反して無性に一室に蟄居する者は病氣が重くなる事は各療養所に於て認められたる所である。それであるから野菜や麥甘藷等を耕作培養して彼等の食物の一部を作らせることは國家經濟上非常に面白き事、布哇癩殖民地「モロカイ」島には勉めて患者の作業を奨励して、一日五十錢を給與する。又薪でも他より買入るゝよりは高價に買入れる。此れは患者が怠惰で働かぬから斯の如き習慣がついたのかも知れぬが又大に奨励の意味もあるであらうと信ずる。我が療養所で始め患者の作業能力が疑問であつたらうが、今日に於ては農耕に向て最も彼等が敗殘の體軀を利用したい。目下左の職業をして三錢乃至五錢の作

第十五表

全生病院患者作業種類並従事患者數

作業別	従事せる患者數	作業別	従事せる患者數	作業別	従事せる患者數
看護	二二	汚物掃却	一	ブリキ細工	一
學事世話	一	浴場雜役	二	木工	二
保母	一	醫藥劑掛	五	紙屑拾	一
舍長	九	理髮人	四	蒸細工	一
患者運搬	一	女髮結	一	綿帯洗濯人	六
綿帯交換	三	構内掃除	二	綿帯整理	二
試驗動物飼育	二	唾壺掃除	一	巻軸綿帯	二

物品交附  
糞尿汲取  
合計

二二  
二  
百二十八人

點  
裁縫雜役

一  
一  
ガリセ整理  
園

一五  
七

彼等の心理狀態

彼等が今日の狀態に陥り來る迄は幾度か悲愴なる境遇を嘗め幾度か自殺を企てた。併し其内に道徳的緊張力が弛んで頗る冷酷なる性質を帯ぶるに至つた。併し始め收容せらるゝときは涙を流して難有がるが、日ならずして惡感化を受け、遂には療養所の天地を狭しとし、自由民權を叫んで職員に突貫するに至るので其原因は作業の不公平が主なるもので、其他何事につけても反抗の態度を取る。彼等が自由を拘束せられて狭隘なる天地に叫喚するのは誠に氣の毒の次第である、それで物質上の慰安及宗教上の慰安の必要を感じ、不逞の徒に對しては適當の制裁を與へねばならぬと思ふ。目下に於ては療養所の秩序を保持するには頗る困難なる狀態にあります。

慈善的病院 (第七表参照)

慈善病院が目下の癩病院の前驅であつて其れに従事したる外國人の奮闘努力は政府及有志者をして癩病救濟問題に着目するに至らしめた。論者或は療養所の設立と共に外國人の經營は必要なしと云ふものがあるが、癩病患者の中に宗教的慰安により

其の境遇に安んじて居る人は實に貴い人達である。此人達は此方法で一生涯救済を受けた方が幸福である。日本の如き多數の癩患者のある處では各種設備により隔離せねばならぬ。予等は政府が此病院を保護して租税を免じ、國庫の補助を與へられんことを切に希望し、日本の宗教家も續々と此れに習はんことを希望するものである。

癩患者の隔離は全部か然らざれば半數に達せしむべし

數年前獨逸人バベルリエルと云ふ醫師が草津を視察して此れを「ミュンヘン」醫事雜誌に投稿しました。其結末に太平洋の彼岸とこちらでは癩患者に對する考が霄壤の差がある。彼岸では癩患者に對し冷酷人道に外れる程神經過敏である。こちら日本では傍人の危険に對し殆んど無頓着無神経なりと云ふて其例證を擧げて居る。其過敏なる米國は布哇を占領して到底撲滅は不可能と思惟せられたる同地の癩患者を悉く以前よりも嚴重に「モロカイ」島に隔離して、去る千八百八十一年には全群島に四千五百人、即ち布哇人口の十分一に至る迄蔓延して居つた癩病を千九百十一年には五百人に減少し「第十六表」又「フィリッピン」群島も占領以來「クエリオン」と云ふ島を癩病隔離島に充て孜孜として隔離を勉めたる結果、千九百六年には三千四百九十四人の癩患者が千九百九年には二千二百四十一人となる。而して隔離前に癩の爲めに年々死亡したる

患者七百に達したるが、千九百八年には約三百人に減じたと云ふ。其外「マダガスカル」島には八千四百八十人に對し三千二百九十九人を隔離所に容れ。南米の「コロンビヤ」の如きも四千三百〇四人に對し其半數を隔離所に容れ、喜望峯殖民地の如きは二千六百六十人の中千七百五十六人を隔離し、魯西亞の如きは二千二百三十人の癩全數に對し千六十五人を市立若くは私設團體の經營にかゝる癩療養所に入れ、其内には全公費若くは半公費乃至私費の患者も含まれて居る。日本及世界の癩隔離事業の模範であつた那威も千八百五十六年には八・三％を隔離し、毎年増加して十年目には二八・二％、二十年目には三〇％に達し、次第に新患者の減少して近年には半數を容るゝに至り、始め千八百五十六年に二千八百三十三人の患者は千八百九十五年には六百八十八人、千九百七年には四百三十八人、ハンゼン氏の豫想によれば千九百二十年に全滅すべしとの事である（第十七表）。又那威の二地方に就き「ゼンドフォルト」地方は初め三二・六％を隔離したるに患者は速かに減少し「第十八表」。ノルドメエ地方に於ける癩患者は初め漸く八・四％を隔離したるに久しく癩患者の減少する割合甚しとの事である（第十九表）。

第十六表

千八百六十六年以降布哇「モロカイ」島

癩病隔離所入所患者數

癩病豫防に就て

年次	前年末員數	入所數	計	實數	死亡	免除	年末員數
一八六六	一〇五	一四一	一四一	二六	一八・四四	一〇	一〇五
一八六七	一四三	一一五	二五八	二五	一四・二九	七	一四三
一八六八	二二八	一二六	三五四	二八	一〇・八五	二	二二八
一八六九	二八四	五七	三四一	七九	二二・三二	一一	二八四
一八七〇	二七九	一八三	四六二	五一	一七・〇一	四	二七九
一八七一	四〇二	一〇五	五〇七	六四	一一・〇四	九	四〇二
一八七二	四三九	九一	五三〇	六一	一一・六二	四	四三九
一八七三	七四九	二二二	九七一	一五六	一六・八五	二一	七四九
一八七四	七〇六	一六三	八六九	一六三	一九・一七	八	七〇六
一八七五	七〇六	九六	八〇二	一二二	一八・四六	一	六七一
一八七六	七〇六	二二五	九三二	一四七	一五・三六	三	六七七
一八七七	八〇二	一五	八一七	二〇九	二二・五五	〇	八〇二
一八七八	七一七	五二	七六九	一五二	一九・七九	〇	七一七
一八八〇	六〇六	一三二	七三八	一三二	一五・七五	〇	六〇六
一八八一	七〇六	七一	七七七	一一一	一五・五七	〇	七〇六
一八八二	六四九	三〇一	九五〇	一五〇	一五・七九	一五	六四九

四六

第十七表 千八百十六年以降諾威に於ける癩患者數

年次	年開始に於ける患者全數	新患者	計	死亡	患者百に對し	治癒	外國移住	患者數	私宅患者	患者百に對し	入院患者	患者百に對し
一八八四	七八五	一〇八	八九三	一六八	一八・八一	二六	八	七八五	七二	七二	七二	七二
一八八五	七一七	一〇三	八二〇	一四二	一七・三二	二六	八	七一七	七二	七二	七二	七二
一八八六	六五五	四三	六九八	一〇〇	一四・三三	二六	八	六五五	七二	七二	七二	七二
一八八七	五九〇	二二〇	八一〇	一〇八	一三・三三	二六	八	五九〇	七二	七二	七二	七二
一八八八	六九八	五七八	一二七七	二二二	一六・六〇	二八	二八	六九八	七二	七二	七二	七二
一八八九	一〇三五	三〇八	一三四三	一四九	一三・〇九	二八	二八	一〇三五	七二	七二	七二	七二
一八九〇	一一八七	二〇二	一三八九	一五八	一三・三八	二八	二八	一一八七	七二	七二	七二	七二
一八九一	一二一三	一四三	一三五六	二二二	一五・六三	二九	二九	一二一三	七二	七二	七二	七二
一八九二	一一四二	一〇九	一二五一	一三七	一〇・九五	二九	二九	一一四二	七二	七二	七二	七二
一八九三	一〇九五	二一一	一二五六	一五一	一一・五六	三〇	三〇	一〇九五	七二	七二	七二	七二
一八九四	一一五五	一一八	一二七三	一五五	一二・〇八	三〇	三〇	一一五五	七二	七二	七二	七二
一八九五	一一二四	一〇六	一二三〇	一二八	一〇・四一	三一	三一	一一二四	七二	七二	七二	七二
一九〇一												
一九〇九												
一九一一												

（フリンケルホルフ）七六四  
（タイエル）五〇〇

癩病豫防に就て

四七

癩病豫防に就て

一八七六	二二三	一五	二二七	一八七	一〇五	一〇三	一〇二	一〇一	一〇〇	九九	九八	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七	八六	八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七四	七三	七二	七一	七〇	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	〇九	〇八	〇七	〇六	〇五	〇四	〇三	〇二	〇一	〇〇
------	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

一八七七	三〇三	一一〇	二六五	一六三	七五四	三	七	二〇一	一三七	一六七	一〇三	一〇二	一〇一	一〇〇	九九	九八	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七	八六	八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七四	七三	七二	七一	七〇	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	〇九	〇八	〇七	〇六	〇五	〇四	〇三	〇二	〇一	〇〇
------	-----	-----	-----	-----	-----	---	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

ハンゼン氏消滅の推定

第十八表 ゼンドフォルド地方に於ける癩患者避病舎收容數

癩病豫防に就て

癩病豫防に就て

年次	新患者	死亡	避病舎收容	年末患者數
一八五一年—一八五五年	一八三	—	—	四三三
一八五六年—一八六〇年	二一四	八三	二一一	三〇六
一八六一年—一八六五年	一五六	六一	一四四	二五〇
一八六六年—一八七〇年	一四六	五九	一三七	一九〇
一八七一年—一八七五年	八二	五〇	八六	一三〇
一八七六年—一八八〇年	六三	三四	五〇	一〇四
一八八一年—一八八五年	二七	三六	二六	六五
一八八六年—一八九〇年	一七	一五	二九	二八

第十九表

ノルトメエレ地方に於ける癩患者避病舎收容數

年次	新患者	死亡	避病舎收容	年末患者數
一八五一年—一八五五年	五四	—	—	一〇七
一八五六年—一八六〇年	八一	三二	一四	一一九
一八六一年—一八六五年	八八	四三	四五	一一七
一八六六年—一八七〇年	九二	四〇	—	一二〇
一八七一年—一八七五年	五七	四二	四〇	九二
一八七六年—一八八〇年	四六	三〇	二二	八一
一八八一年—一八八五年	三〇	二四	二二	六〇
一八八六年—一八九〇年	一六	一五	二八	三一

經濟上より見たる離隔の利益

官民一致して此平和の戦争を人道上の仇敵に試み致々として倦まず、智識のあらん限りを盡し、大慈悲心に基きて進めば給費とすべきものも私費とすべきものも、一部給費とすべきものもありて、比較的少額にて多大なる成績を挙げ、後世に對して面目ありと云へるハンゼン氏が有名なる論文の終りに那威國は千八百五十六年迄非常なる勢を以て傳染し、遂に離隔の餘儀なきに至れるが千八百五十六年より六年間新患者を出だすこと千五百一十一名、此割合を以て千八百九十年迄推移せんには六千九百〇六人の新患者を發生するの理なり。然るに實際は三千七百九十九名を出せるに過ぎず、即ち離隔實行の結果は三千百〇七名は癩病を免かれたるの理也。今人の年々收入を二百五十圓と假定し一人一生の價值を五千圓と見積り、此價格の中婦人小兒の費額を半減して假に一人二千五百圓とすれば、那威の癩豫防によりて儲け得たる金額は七百七十六萬七千五百圓也。然るに此の三十五年間に癩の豫防費として支出したる額は三百萬圓也。人を金額に見積りたるは西洋流にしてちと可笑き様なれども、生命は金錢には換へ難き一層の價值を附け加へ考ふれば、一時の經濟的犠牲は忍ばねばならぬ事である。又家族内に蟄居しては病勢の重態に越く一方で何の仕事も出來ぬが、療養所で

は病勢が輕快して上記の如き作業に従事することが出来る、之れも經濟上の利益に勘定すべきである。

## 癩病豫防會即ち光明會の設立を望む

朝野の有志家は此國家百年の大計を畫し、萬違算なからしむる爲に癩病豫防會を設立し、一般の此問題に對する智識を開發指導し、癩病治療の研究を補助し、癩病者にして已を得ず大都會に潜伏し知らず識らず病毒を周圍に散漫せしめつゝある。富者の癩患者の一階級を指導保護して自他に安全なる境遇を得せしむる様に取計らひ、尙地方家庭に幽囚同様の境遇にある患者を導き前者と同様に一定の安全なる區域に移住せしむる道を講じ、單に衛生警察のみにては効果を擧げ難き場合に慈善救濟の一面より患者の中心に迄立ち入りて相談相手となり、以て離隔の至難事業を容易ならしむる一大救濟機關を設立して戴きたい。西洋には聖ラアツアルス、聖ジョルジ、聖アントニー等の守護神を會名として中古盛に離隔事業を行ふたが、我が日本には恐れ多いことであるが一千年の昔し皇室に於かせられて無辜の癩患者に恩惠を給はつた世界無比の難有い歴史がある。此事業たるや癩患者の心理状態を遺憾なく告白して此點よりするも惡む可く、憤る可く、何んとも申し難き一大失敬事であるが、孔子が牖より伯牛の手

を取て此人にして此病あり此人にして此病ありと嘆息せられたに比較して確に神と人との差異を發見するのである。左に元亨釋書を抄出すれば

天平應眞皇太后光明子者。淡海公第二女也。聖武帝儲貳時納爲妃。天平元年八月册爲皇后。體貌姝麗似有光耀故名焉。生孝謙帝及皇太子。而太子夭薨。六年正月薦先妣橘氏於興福寺。建西金堂安釋迦十弟子等像莊麗妙絕。聖武帝造國分寺、東大寺。皆后之勸發也。又置悲田施藥二院恤天下餓恙。及東大寺成后以謂大像大殿皆已備足。帝昂于外我營于内。勝功鉅德不可加也。且有誇意。一夕閣裏空中有聲曰。后莫誇也。妙燭宣明浴室澣濯其功不可言而已。后恠喜。乃建溫室令貴賤取浴。后又誓曰。我親去千人垢。君臣憚之。后壯志不可沮也。既而竟九百九十九人。最後有一人。徧體疥癩臭氣充室。后難去垢。又自思而言。今滿千數豈避之哉。忍而摺背。病人言。我受惡病患此瘡者久。適有良醫教曰。使人吸膿必得除愈。而世上無深悲者故我沉痾至于此。今后行無邊悲濟又孔貴之。願后有意乎。后不得已吸瘡吐膿自頂至踵皆遍。后語病人曰。我吮汝瘡慎勿語人。于時病人放大光明告曰。后去阿閼佛垢又慎勿語人。后驚而視之。妙相端嚴光耀馥郁忽然不見。后驚喜無量。就其地構伽藍阿閼寺。寶字二年受尊號。四年六月崩。年六十。

世に所謂十八間長屋は此阿闍寺の遺跡と云ふ事である。事皇室に關し恐れ多いこととてあるが、今日に於て貴族富豪が此光明皇后の御趣旨を奉戴して御盡力下さるゝならば、甚だ困難なる様に見ゆる癩病豫防の事業は案外短日月の間に片付くことを疑はぬ。私は光明皇后の御事蹟に因んで癩病豫防會に光明會と命名して無辜の癩患者に一道の光明を與へて下さる様に希望に堪へないのでございます。

### 結論

癩病を遺傳病として顧みざるは古來の陋習にして家族内傳染は文明の進歩と同時に一般傳染の機會を増加するは疑ふ可からず。明治三十九年内務省の調査によれば癩患者の總數は二萬三千にして或は十萬人ありと推定せらる。世界第一等癩病國と目せられたる英領印度も最近九萬七千に過ぎず。然れば本邦は印度に伯仲する數を有すと云ふべし。而して癩の爲めに年々死亡する患者數は二千人にして新に發生する數は徴兵検査の際發見する年々の平均數四百三十五人より推算するに約千五百人に達す。目下此數は次第に増加すべきも減少すると考ふべき理由なし、豈に寒心すべき事ならずや。而して此勢を回轉するには盛に療養所を建て病毒の散漫するを防ぐにあり。目下公立五ヶ所の療養所の收容力千百人に私立癩療養機關を合算するも千

五百人に過ぎず。此數は二萬三千に對しては六・五%に過ぎず。然るに西洋先進國の經驗に徴するに絶對的離隔にあらざれば約半數に近き患者を離隔して初めて顯著なる成績を挙げ得べし。故に吾人は今後數年を期して少くも半數を目標とし、癩療養所の擴張増設をなし、以て衛生警察の下に貧窮浮浪の患者を隔離し、又公私有力者が慈善救濟豫防の意味を有する一會を組織し、光明會と號し、光明皇后の御聖旨に基き無辜の癩患者をして一道の光明を得せしめんことを希望す。

## 癩豫防に關する意見

(本意見書ハ大正四年二月十三日付内務省へ提出セラレタルモノナルガ幸ニ床次内相ノ承諾ヲ得タルヲ以テ茲ニ之ヲ収録ス)

第一區府縣立全生病院長 光 田 健 輔

### 第一案 絶對的離隔

四十年發布ノ癩豫防法ニハ浮浪者ヲ收容シテ他ハ可成家族内ニ豫防的注意ヲ與ヘ



療養セシムル方針ナルガ本邦ノ民度及習慣ニ於テハ大部分ハ未ダ此レニヨリテ完全ニ豫防隔離セラル、コト困難ナリ。家族傳染ハ一層厲シカラントス。願クハ三十九年公ニセラレタル二萬三千ノ癩患者ヲ國庫ノ費用ニヨリ一大島ニ隔離セラル、コトハ識者等ノ望ム所ナリ。而シテ此レニ要スル費用ヲ概算スルニ

- 經常費一人一年百圓トシテ 二百三十萬圓
- 建築費現療養所費ノ二十倍トシテ 五百九十萬九千四百圓
- 初度調辨費現療養所ノ二十倍トシテ 百二十三萬圓
- 土人移轉料一戸千圓ト見積リテモ小豆島九千八十一戸ト假定スレバ 九百八萬一千圓

小豆島ノ如キ年々輸物産百七十萬圓ニモ達シ居レバナカ、一戸一千圓ニテ買収ニ應ズベクモアラズ。實際上數萬ノ人口ヲ納レ良港アリ、水ニモ不自由セズ。農業ノ出來ルト云フ島ハ今日ニ於テ島人ガ立チ退クベキカ疑問ナリ。今日ニ於テハ水不足ナル伊豆七島ノ人民サヘモ己ニ土着人口數千ニ達シタル處ニアリテハ立チ退キ難シト云フ者アリ。併シ經費ノ支出出來ルナラバ必ズシモ全島ヲ買収スル必要ナク島ノ一角乃至交通不便ナル陸地ノ一角ニテモ差支ナカルベシ。斷ジテ行ヘバ經常費ハ

一旅團ノ費額ヲ以テ足り。臨時費ハ軍艦一隻ノ價ヨリモ廉ナルガ故ニ不可能ノ事ハナキ理ナリ。論者或ハ人權問題ヲ云爲シテ患者ノ絶對的隔離ハ困難ナラント云フ者アレドモ今日迄ノ經驗ニヨレバ一旦患者療養所ニ來リタル者ハ決シテ再ビ家郷ニ復歸スルモノニアラズ譬へ或ル事情ノ爲メ一旦逃走スルコトアルモ必ズ再ビ歸院スルカ若クハ他ノ療養所へ入院スル者ノ如シ故ニ人權ヲ云爲スル者極メテ少數ニ過ギザルベシ。

### 第一案 療養所擴張並ニ新設

絶對的隔離ハ識者ノ一般ニ認識スル所ナレドモ一般社會ヨリハ尙早ノ觀無クンバアラズ茲ニ於テハ姑息ナガラ豫防撲滅ノ目的ニ向テ部分的隔離ヲ行ヒ以テ豫防發布當時ノ精神ヲ以テ漸進ノ方針ニヨリ可成經費ヲ節減シ富者ハ自費ニヨリ隔離シ。貧者ニシテ危險ノ虞アルモノニ對シ現療養所ヲシテ一層多數ノ患者ヲ收容セシムベシ。從來ノ經驗ニヨレバ各療養所ハ多數ニ患者ヲ收容スレバスル程事務費ヲ省クヲ得ベシ。百人ノ收容力ヲ有スル第二區青森療養所ノ大正二年ノ決算ニヨレバ一人當リ一日六十二錢其ノ内事務費ハ四十錢ニシテ患者ハ二十二錢ナリ。三百五十人ノ收容

カヲ有スル第一區全生病院ハ同年度決算ハ一人一日四十五錢ニシテ事務費二十錢、患者費ハ二十五錢ナリ。療養所ノ價值ハ無論經濟一點ニヨリ決定スベキニアラズ。其治療上管理上及研究上ノ諸點ニヨリ考察セザルベカラズ。管理上ニ於テ多數ノ浮浪者ヲ收容スルトキハ一層困難ヲ感ズ。併シ此ノ多數ノ内院内ノ風紀ヲ亂ダス者ハ甚ダ少數ニシテ此等ノ患者ハ到底院外ニ追放セラレ若クハ懲罰セラル、コトナシト思考スルヲ以テ跋扈スルニ過ギズ。

從來ハ管理者ニ何等ノ懲罰權ヲモ附與セザルヲ以テ却テ多數ヲ特ミテ暴行ヲ管理者ニ加フルモ默過セザルヲ得ザルノ立場ニアリ、此ノ點ニ關シ衛生局ニ於テモ夙ニ洞察セラレタリト見ユ明治四十三年ノ議會ニ管理ノ點ニ關シテ規則改正ノコトヲ提出セラル、トノ風評アリタリ、然ルニ今日ニ於テモ何等ノ御沙汰ナキハ遺憾ニ堪ヘザル次第ナリ。此レハ早晚豫防規則ニ改正ヲ加ヘラレタキ事ナリ。若シ其ノ上ニテ少數ノ吏員ヲ以テ到底多數ノ癩患者ヲ制シ得ズト云ハバ百人ニテモ三百人ト異ナルコトナキナリ。余等ハ可成多數ヲ容レル方得策ナリト考ヘ一所一千人ヲ定員トセラレテモ宜シカラント思フガ先ツ漸進的ニ各療養所ヲ差當リ五百人ニ擴張セラレンコトヲ希望セザルヲ得ズ。

而シテ各療養所ニ於テハ收容患者ノ性質ヲ異ニシテ大正元年末ニハ第一區ニハ無籍者八十七人、第二區ニハ六人、第三區ニハ二十六人、第四區ニハ八人、第五區ニハ十五人、合計百四十二人アリ。殊ニ東京ニ於ケル無籍乞丐癩ニ於テハ逃走シタカト思ヘバ入院シ來リ四、五回反復シタル者アリ。若シ夫レ本院ニ收容セラル、前目黒慰養園ニ於テ假收容中再三再四逃走シテ警察ノ手數ヲ累ハスコトニ思ヒ到レバ此ノ徒ハ乞丐癩到底度スベカラザル者アリ。斯ノ如キ者ハ須ラク絶海ノ孤島ニ送リテ逃走ノ念ヲ絶ツニ如クハナシ。現ニ浮浪兒ヲ小笠原修齊學園ニ送ルノ例モアリ。決シテ不合理ノ事ニアラズト思ハル。而シテ此ノ徒ノミナラズ、癩患者ハ一般ニ氣候溫暖ナル所ニ於テ潰瘍少ナク又苦痛ナル神經痛ノ來ルコト少ナクシテ冬ヨリモ夏ヲ望ムノ傾向アリ此ノ點ニ於テ小笠原諸島ハ絶好ノ療養地ナリ。然ルニ父母諸島ハ已ニ開發セラレ他ハ小島ニ過ギズト雖モ中ニ多少吾人ノ注目ヲ價スルハ

弟 島 官有地三十九町六反 民有地六町六反 戶數十三戶 人口五十四人  
 硫黃島 官有地百八十九町 戶數二十九戶 人口百四十人

此ノ兩島ハ共ニ平地ニシテ尙ホ開墾スルノ餘裕アリ。地味豊饒ニシテ住民アリト雖モ未ダ固著スル者無ク皆新移住民ニシテ土地ハ大概官有地ナリ。此ノ點ニ於テ多

少ノ移住料ニヨリ彼等ヲ立チ退カシムルハ容易ナリト考ヘラル。將來癩病ノ避病地ニハ島嶼ヲ要求スル聲益々高カルベシ。政府ハ之ヲ慮カリテ茲ニ國立ノ療養所ヲ建テ國費ヲ以テ療養セシムベク計畫セラレンコトヲ切望ス。彼ノ無籍癩患者ノ始末ニモ亦暖療養地希望者ニモ宜ロシカルベシ。將來大都會ノ附近ハ次第ニ繁華ヲ加ヘ車馬ノ聲一層彼等ヲ刺戟シテ逃走之レ事トスルニ至ルヤ必セリ、蓋シ之レ制度ノ罪ナリ。故ニ絶海ノ孤島ハ此ノ刺戟ヨリ隔絶シテ彼等ヲシテ無爲ノ逸民タラシムルニハ至極適當ト考ヘラル。

此ノ兩島中調査ノ上孰レカヲ島療養所ニ充テラル、曉ニハ先ツ神津島ニアル三十人ノ癩患者及小笠原父母島ニアル數人ノ患者ヲ移サレタシ。此ノ患者ノコトハ已ニ多年ノ懸案トナリ居リ當然國庫ニヨリ扶養セラルベキ者ナレバ先驅トシテ移住セシメラレタシ。

現療養所ノ外ニ第六區第七區第八區ノ療養所ヲ新設セラレタシ

愛知、靜岡、岐阜、三重ノ四縣ハ各五百人以上ノ癩患者ヲ有スルガ故ニ第六區トシテ遠州味方、原或ハ知多半島或ハ渥美半島ノ溫暖ナル地ニ五百人乃至一千人ヲ收容スルニ足ルベキ療養所ヲ設立セラレタシ。

又中國諸縣鳥取、島根、岡山、廣島、山口ノ諸縣聯合シテ瀬戸内海ノ島嶼ニ第七區療養所トシテ五百人乃至數千人ヲ容ルベキ療養所ヲ建テラレタシ。

左ノ諸島ハ飲料水港灣耕地等ノ調査ヲ缺クモ官有地ニシテ住民ノ少ナキ者ノ如シ之ノ外ニ當局ニ於テハ尙ホ適當ナル箇所ノ精細ナル調査モアルコトナランモ、只ダ數例ヲ參考ニ供スルニ

岡山縣兒島郡六口島 面積八十八町五反六畝。戶數六戶。人口三十六人。林業ニ從事スル人多シ。

岡山縣邑久郡長島 面積三百七十五町七反一畝四步。戶數十戶。人口八十五人。漁業多シ。

岡山縣和氣郡鹿久居島 面積二百八十三町。在住者ナシ。

廣島縣豐田郡生野島 面積百十町。戶數二戶。人口十三人。府縣立療養所ヲ島ニ置クコトニ關シ。大體ハ前ニモ陳ベタル趣意ニシテ第四區ノ例ニヨルモ最モ逃走者少ナキ長所アリ又山ニ狩リシ海ニ釣スル等閑日月ヲ送ルニヨク、又開墾ニヨリ耕地ヲ得、自箇ノ食料ノ一部ヲ得ルモ彼等ノ無聊ヲ慰ムルニ足ルヲ以テナリ。

第八區療養所ハ九州ニ散在スル多數ノ原野阿蘇霧島等ノ火山脈ニ關聯シテ存スル多數無名ナル溫泉ノ中ニ設立セラル、モヨカルベク、又福岡大學ノ特殊研究科トシテ設立セラレタル病室ヲ充ツルモ宜ロシカルベキモ、大ナル療養所ハ島嶼ヲ可ナリトスル上述ノ趣旨ヲ敷衍スレバ五島列島ノ西南六十六里ナル男女群島ノ如キ無人島ヲ物色セザルヲ得ズ。併シ此ノ島ノ男島ハ周圍五里女島ハ三里ナレドモ開墾スベキ耕地及飲料水等ニ就テハ未ダ調査ヲ經ズ。

癩患者ノ多數ナル鹿兒島縣大島郡ノ諸島中ニ中之島アリ。此ノ島ハ癩病離隔島トシテ第八療養所ヲ設立スルニ垂涎措ク能ハザル島ノ如シ、此ノ島ハ火山島ニシテ高サ甚ダ高ク港灣ニ乏シク周圍七里戸數四十戸人口二百四十三人ニシテ大概土着ナリ。此ノ島ニハ水豊富ニシテ海岸ニ三箇ノ溫泉アリト云フ住民ニ立チ退キヲ命ズルハ困難ナル様ナレドモ左シテ物産トテモ無ク、僅ニ四十戸ニ過ギザルヲ以テ此レヲ他島ニ移住セシメテ凡ソ薩摩、大隅、日向、琉球等ノ患者ヲ迎ヘテ療養所トシテ頗ル好適ノ所ト覺ユ。實際此ノ島ガ幾何數ノ患者ヲ容レ得ルヤ未ダ詳細ナル調査ヲ經ザルヲ遺憾トス。西表島周圍三十里ニ達スル大島ナリト聞ク、戸數僅カニ三百戸人口千餘ナレバ島ニハ餘地少ナカラズト覺ユ。

琉球臺灣等ノ癩患者ノ療養地トシテ適當ニアラズヤト思フ。

#### 全國八箇所ノ療養所ニ入ルベキ患者ノ資格

目下各療養所ハ自ラ療養スル資ナキ者ト云フ資格ナルガ故ニ多少ノ財産ヲ有スル家ヲ出テタル患者ハ扶養義務者ニ引キ渡サル。併シ癩ノ如キ慢性不治ノ疾患ハ中流以下ノ患者ノ家ニ僅カ數千金ノ資本アレバトテ自ラ療養セラルベキヤ疑ハシ。此ノ患者ヲ引渡セバ遂ニ扶養義務者自箇ノ生計ノ途ヲ絶ツノ不幸ニ陥ルナキヤ。實際小作人、小商人、下級ノ官吏、巡查、教員等ノ子弟ニシテ癩病ニ侵サレタル場合程不幸ナルハナク。余等ハ數々此ノ如キ患者ノ始末ニ就キ相談ヲ受ケ當惑セザルヲ得ザリキ。故ニ之等ヲモ救済スルニハ直接國稅十圓以下ノ者ヲ下流ト見做シ。府縣費若クハ國費ヲ以テ療養所ニ入ラシムベシ。入院資格ヲ繰リ上グルニヨリテ全國患者ノ半數以上モ療養所ニ收容セラル、ニ至ラン。然ルニ一箇所最高收容力千人ニ達スルトスルモ八箇所八千人約三分ノ一ヲ容ル、ニ過ギズ。此ニ於テ多少淘汰ノ要ヲ見ル。

經驗ニヨレバ純神經癩ノ三分ノ二ハ鼻腔其ノ他ニ於テ

癩菌ヲ見ズ。場合ニヨリ急キテ收容スルヲ要セス

若シ多數ノ患者ノ内執レヲ先キニ收容スベキカト云フニ結節癩ハ最モ恐ルベキ傳

染ノ危険ヲ有スル者ナレバ此レヲ先キニシテ神經癩ハ鼻汁検査ヲ行ヒタル上。有菌ナルヲ見タル上收容セラレンコトヲ望ム。癩患者百人中三十人ハ神經癩ナレバ百人中二十人ハ癩菌殆ンド無シト云フテ可ナリ。之ヲ以テ推スニ一萬三千ノ中四千五百人ハ寛恕シテモヨキ割合ナリ。

療養所ニ於ケル地方費ノ負擔ヲ輕減セラレタシ

目下無籍者ハ二分ノ一ノ國庫補助アリ。此ノ意味ヲ擴充シテ全然國庫ノ補助トナシ。有籍者ハ六分ノ一ナルヲ二分ノ一ニセラレタシ。元來癩患者ノ如キ漂浪の生活ヲ常トスル患者ニアリテハ其ノ全部ヲ國庫ノ負擔トシテ全國ノ療養所ヲ内務省ノ監督ノ下ニ統一セラレンコトヲ望ムモノナリ。然ルニ規則發布當初地方ニ重キ負擔ヲ課セラレタルニヨリ現時ノ如ク一步モ進ミテ擴張シ能ハザル状態ニ陥レリ。若シ補助率ヲ改正シテ二分ノ一トスレバ各府縣ノ負擔ヲ輕減シ擴張モ難キニアラズト覺ユ。而シテ各療養所ノ擴張新設ニヨリ各一人ニ對スル一年當費用ハ減ジテ百圓トナリタリトスレバ八箇ノ療養所ニ收容スベキ八千人ニ就キ八十萬圓ヲ要ス其ノ内四十萬圓ヲ國庫ヨリ支出セラル、コト、ナル。此ノ四十萬圓ハ布哇ノ如キ本邦ノ一郡ニモ比スベキ人口ヲ有スル所ガ癩豫防費トシテ支出スル額ニ等シキガ故ニ此レヲ否定スル人モ

勘ナカラント思フ。

上記第一案ハ今後十數年ノ輿論ノ勃興ヲ俟ツヲ要シ。第二案ノ實行セラル、モ八千人以外ハ家族内ニ潜伏セザルベカラザル理ナリ。茲ニ於テ第三案ヲ以テ多少救済ノ目的ヲ達セントス。

第三案 癩病療養區域ノ設定

政府ハ從來癩患者ノ集合シ若クハ多數ノ癩病ノ發生スル區域ニ於テ健康人トノ區劃ヲ嚴重ニシ豫防設備ニ注意シ。茲ニ移住土着スル癩患者ニシテ各種ノ職業ヲ營ム者ニ對シ國稅及地方稅ヲ免除シ。此レ迄附屬シタル市町村ヨリ獨立シテ一箇ノ自治制ヲ許シ。醫療機關ヲ特設セラレタシ。

(一) 温泉ヲ療養區域ニ編入スルコト

(1)草津町 ハ明治二十年町自ラ設定シタル湯ノ澤癩療養區域ノ日ニ繁盛ニ赴クニ從ヒ相近接スルヲ以テ遂ニ此レヲ半里下ナル瀧尻澤ノ高原ニ移轉セシムル目的ヲ以テ去ル大正元年ト覺ユ。該國有原野ヲ拜借シタリ。而シテ町ハ此レヲ癩養區域トナスニハ從來癩村タル湯ノ澤區ノ移轉料ヲ支出シ。新ニ水道、温泉道、浴場等ノ諸設備

ニ著手セザル可カラザルニモ拘ハラズ、患者ノ移轉ヲ肯セザルヲ口實トシテ未ダ何等ノ設備ヲモ施サザルガ如シ。此際此レヲ新ニ設定セラルベキ癩療養區域ト認メ各種ノ設備ハ獨リ町ニ委任セズ。防疫上ノ立場ヨリ政府ニ於テ設計セラレテ一人位ヲ移住シテ差支ナキ程ノ溫泉量及飲料水ヲ得ラルベキ様設備ヲ具ヘラレタシ。從來町ノ口實ハ表面美ニシテ常ニ患者ノ驅逐策ヲ裏面ニ藏スルコトハ一度草津ノ内狀ニ通ズル者ノ等シク感ズル所ニシテ町ノ利害ヨリ打算スレバ無理ナラヌコトナリ。併シ從來ノ歴史ハ草津ト癩病トハ離ルベカラザル因縁ヲ有ス。草津溫泉ハ悉ク癩療養區域トシテモ世界ノ人ノ首肯スル所ナルベシ。併シ夫レ迄ハ出來ズトモ折角癩病移轉ノ名義ヲ以テ下附セラレタル處ヲ草野トシテ放置スルモ勿體ナシ。而シテ光明會ガ長屋ヲ建ツル場合ニハ百人收容ノ重病者病院トシ。移轉シ來リタル癩村ノ内特ニ重病ヲ發シタル者ヲ收容セラレ。場合ニヨリテハ全生病院出張所トシテ醫院ヲ設ケシメラレンコトヲ希望ス。草津ノ外ニ

(2) 湯神溫泉。癩患者ノ云フ所ニヨレバ山形縣飽海郡湯殿ノ山麓ニアル湯神溫泉ハ東北ニ於ケル草津溫泉ト云フベキ所ニシテ癩患者ノ多數集合スル溫泉ナリト云フ。之レモ御調査ノ結果或ハ癩療養區域ニ編入セラレタシ。

(3) 温ノ峰溫泉。紀伊本宮ノ南一里ノ處ニアル溫泉ニシテ小栗判官ガ癩病ヲ此ノ地ニ養ヒタリトテ癩患者數十名癩病宿屋ニ宿泊スト云フ。此レモ適不適御調査相成リタシ。

(4) 畑毛溫泉。口伊豆荳山ノ北一里大場驛ヨリ下車シテ一里許ノ山中僻遠ノ地ニアリ。四年前二十人許モ西洋人ノ癩患者潜伏シタリト云フ。之モ癩患者ノ云フ所ナレドモ、將來熱海線ガ出來レバ此ノ邊ハ一帶ニ繁盛致スベケレバ癩病療養區域トシテハ不適當ナリトス。

(5) 熱河アツカ。此レハ伊豆ノ東岸ニシテ稻取ヨリ北數里ノ所ニアリ。四五軒ノ溫泉宿アリ。此處ハ海岸ニシテ奈良木白田ヨリハ山ニヨリ區劃セラレ癩患者ノ療養區域トシテハ頗ル適當ナリト覺ユ。此ノ溫泉ノ如キハ附近ノ百姓農閑ニ入浴スル位ニシテ浴客モ極メテ尠ナキ由ナレバ此レヲ買收スルニハ多額ノ費用ヲ要セザルベシ、茲ニ箱根、湯河原、熱海、伊東等ニ入浴スル癩患者ヲ嚴重ニ禁止シ、或ハ東京ニ潜伏スル者ヲ勸告シテ移住セシムルニハ頗ル適當ナリト覺ユ。

溫泉場ト癩疾トガ古來深キ關係アルガ故ニ癩患者モ潛カニ侵入シテ癩病傳染ノ媒介タルコトアルヲ以テ、今日ノ急務ハ溫泉整理ヲ斷行シ、全國數百ノ溫泉中五、六箇ノ交

通ノ不便ナル温泉ヲ癩患者ノ爲ニ療養區域ニ編入セラレンコトヲ希望ス。

「草津温泉」ノ如キハ癩病ニ奏效スルヤ否ヤ疑問ナリ。然レドモ其ノ劇シキ酸性泉ハ病源ニ對シテ消毒的ニ作用スルコト疑ナキ處ニシテ此ノ温泉ヲ見捨ツベカラザルハ主トシテ此ノ點ニ存ス。熱河ノ如キハ消毒ノ效ハ劇シカラズト雖モ汚物ハ直ニ海ニ注ギ去ルノ利アリ。温泉ハ概シテ治療上ニ於テハ創面ヲ數々清洗シ、神經痛ヲ緩快シ。「エマナチオン」ノ奏效ヲ望ムニアリ。

(二) 從來ノ癩村ヲ整理シテ癩療養區域トナスベキ事

- 伊豆國賀茂郡岩科村雲見村 伊豆ノ西岸
- 千葉縣安房郡勝山村字岩井袋
- 同縣匝瑳郡野田村字野手日朗堂
- 群馬縣吾妻郡岩島村岩下
- 同縣利根郡水上村字川上
- 栃木縣上都賀郡東大蘆村日向
- 新潟縣北魚沼郡大白川(銅山ノアル所)
- 長野縣上伊那郡片桐村小和田

- 山梨縣西八代郡高田村
- 同縣南巨摩郡南湖村
- 静岡縣駿東郡富士岡村
- 同縣同郡鷹根村
- 同縣同郡揚村
- 同縣榛原郡上川根村
- 愛知縣知多郡幡野村字山口
- 同縣葉栗郡宮田村字宮田
- 神奈川縣橘樹郡町田村字潮
- 同縣同郡田島村字小田渡田
- 北海道爾志郡小茂内
- 福島縣安積郡宮田村アクト
- 山形縣最上郡東小國村黒澤
- 熊本縣清正公ノ右側癩村

以上ハ只ダ一部分ノ癩村ヲ數へ上ゲタルニ過ギザレドモ精シク各府縣ニ就キ調査

セラレナバ昔ヨリ癩村ト云ヒ傳へ周圍ノ諸村ト婚姻交通ヲ敢テセズ。今現ニ數人數十人ノ癩患者ヲ有スル村アルベシ。伊豆七島中ノ神津島ノ如キ人口僅カ二三千位ノ處ニ三十人モ癩患者ヲ出ダセル。又某徴兵検査醫官ノ談ニヨレバ山口縣ノ某村ニハ壯丁大半癩病ニ侵サレタル處アリキト。斯ノ如キハ全國各町村ニ互リテ少ナカラズ。其ノ内ニハ工業ノ中心トナリ或ハ繁盛ナル溫泉トナリ或ハ富裕ナル漁區タル者モアランモ、大概交通不便ナル山間ノ一小村ナルカ若クハ海岸ノ小漁村ナルガ多シ。斯ノ如キ癩村ニシテ癩患者ニ對シ比較的嫌惡ノ念ヲ懷カザル(或ハ其ノ反對ニシテ嫌惡一層劇シキコトアルベシ)處ニシテ離隔ニ恰適ナル場所ガ各府縣ニ一箇所位ハアルベシ。其所ノ健康者ヲ漸次ニ立チ退カシメ。其ノ府縣内ニ散在スル癩患者ヲアラユル方法ニヨリ勸告シ(僧侶、宣教師、醫師、吏員ニヨリ)移住セシメテ一村ヲ結バシメ政府ハ此レヲ癩療養區域ニ編入シ。寛大ナル取締ヲ加へ。多少療養上ノ保護醫院ノ設立ヲナストキハ經費ヲ省キ患者モ一生安樂ニ暮ラスヲ得ベシ。其ノ中ニハ重病者貧困者ノ如キハ漸次最寄ノ療養所ニ移送セラル、モ可ナルベク。可成農村主義ノ癩村タラシメントトヲ望マザルヲ得ズ。

#### 官有地若ハ舊諸侯ノ領地ヲ下附シテ癩療養區域トナサレタキコト

魯西亞ニハ皇室ノ御料地ヲ癩病院ニ下附セラレ、本邦ニ於テモ己ニ草津官有原野ヲ癩村形成ノ條件トシテ下附セラレタルアリ。其ノ他上記癩村ヲ癩療養區域トスルハ不都合ナレバ全國各地ニ互リテ散在スル官有地ヲ以テ之ニ代へ此等ヲ草津ノ例ニ倣ヒテ所管換ノ下ニ各地方廳若ハ公共團體ニ下附セシメ癩療養區域ヲ設定セラル、モ可ナラン。又舊大諸侯ノ所有地ニシテ此ノ目的ノ爲メニ光明會ノ如キ團體ニ與ヘラレンコトヲ希望シ勸誘シタシト思フ。己ニ細川侯ガリデル嬢ノ回春病院ニ土地ヲ寄附セラレタルモ一好例ナリ。斯ノ如キ事ニヨリ各府縣ニ數百人宛ノ癩村ヲ結成セシムレバ一ハ患者及家族ノ幸福トナリ。速カニ癩患者豫防離隔ノ目的ヲ達スベシト愚考ス。

#### 光明會

癩病救濟ノ慈光ハ外國ノ事例ニ習フ迄モ無ク己ニ我が朝一千年ノ昔ニ於テ 光明皇后ノ御聖旨ニ現ハレタリ。吾人ハ此ノ御聖旨ヲ奉體シテ目下帝國ニ蔓延シテ數萬ニ達スル癩患者ノ心中ニ徹底セシメ、賢明ナル政府ノ施設ト相待テ癩病ノ傳染豫防ヲ容易ナラシメントス。



癩病ノ如キ血族の壓迫ノ劇シキ疾患ニ對シテ庶人尙ホ此レヲ口ニスルヲ耻ヅ。此レ古ヘヨリ癩病救濟ノ事業ノ勃興セザル所以ナリ。願クハ 光明皇后ノ垂レ給ヘル不朽ノ偉績ヲ畏ミテ上ハ 皇室ノ貴キヨリ下萬民ニ至ルマデ等シク此ノ事業ヲ補助セラレシコトヲ希望ス。

事業

第一期事業トシテ先ヅ中央ニ於テ寄附金拾八萬圓ヲ募集シ青森草津大坂高松熊本ニ於テ各百人ヲ容ルヽニ足ルベキ病室及附屬浴室治療室ヲ建テ有料重病患者ヲ入レ其ノ治療及庶務ハ各地ノ療養所ニ囑託シ。尙ホ東京ニハ本部ヲ設ケ。癩病ノ傳染豫防ニ關スル一般知識ノ普及ノ目的ヲ以テ文書ノ刊行普及。標本ノ陳列。癩病ニ關スル祕密ナル相談。療養區域及病院ノ指定。治療費ノ保管。癩病研究治療ニ對スル援助等ヲナス。

寄附金拾八萬圓

内譯

六萬圓 病室建築費(一箇所百人トシテ建築費一萬二千圓)

壹萬圓 設備費(一箇所ニ要スル設備費二千圓)

壹萬圓 東京本部建築費及諸設備費

拾萬圓 基本財産(利子ヲ事務費トナス)

次ニ第二期ノ事業トシテ光明會支部ヲ各府縣ニ設ケ漸次寄附金ヲ募集シ各療養區域ノ療養ノ補助ヲナスモノトス

第一區府縣立全生病院

光 田 健 輔 識

### 癩に關する内務省の訓示

- 一、癩ハ一種ノ傳染病ニシテ主トシテ皮膚ニ醜惡ナル發疹ヲ生ジ結節潰瘍ヲ形成シ漸次羸瘦概ネ死亡ノ轉歸ヲ免レズ
- 二、癩ハ地球上到ル處ニ分布スルモ歐洲ノ中央及西部ニハ稀有ナリ、獨逸ニ於テハ昨年其東國境露領ノ一大癩部落ト相接近セルメメル地域ヲ以テ癩部落ト認定セシガ其他ニモ猶ホ他邦ヨリ移住シタル癩患者點々潜在セリ
- 三、癩ハ癩菌ノ寄生ニ原因ス本菌ハ極細微ニシテ非常ナル廓大ニ於テ顯微鏡下ニ辨識スルコトヲ得ル桿狀ノ生活體ナリ患者ノ皮膚粘膜ノ病的ニ變化セル部位特ニ結節潰瘍中ニ相簇リ無數ニ存在ス故ニ癩菌ハ患者ノ鼻腔、口腔ノ排泄物、皮膚ノ老廢物タル痂皮潰瘍面ヨリ膿ト共ニ外界ニ排出セラル去レバ談話、輕咳、咳嗽、噴嚏ニ際シテモ其ノ周圍ニ無數ノ癩菌ヲ散蔓セシメ場合ニヨリテハ患者ノ接近セル人ヲ侵襲スルヲ以テ癩患者ト狹矮ナル所ニ共棲スルガ如キハ危險ノ最モ甚シキモノナリ
- 四、患者ノ觸接スルガ如キハ危險極マルモノニシテ猶ホ患者ノ衣服、靴、洗面器、剃髮、什器、書籍、樂器及其他日用品類ハ傳染ノ媒介ヲナスノ虞アリ一般ニ癩傳播ハ狹矮ナル所ニ住シ不潔ノ生活ヲ爲スモノニ容易ナリ
- 五、癩ノ傳染シタル後病症ノ顯著トナル迄ニハ約三年乃至五年ヲ要ス稀ニ稚兒ニ發生

- 六、癩ノ徵候ハ所謂癩班絞ニシテ皮膚ニ汚穢ナル(褐赤色)斑點ヲ發生シ其中央部ハ知覺ヲ亡失シ通常顔面四肢伸展側ニ好發ス
- 七、癩ノ症候ハ結節癩及神經癩ノ二種ニ類別ス但シ往々此合併症アリトス  
結節癩ニ於テハ上記ノ斑絞ニ加フルニ多數ノ結節ヲ形成シ皮膚ノ肥厚ヲ來シ之ニ由リ殊ニ顔面(額部及鼻部)ハ強度ノ醜容ヲ呈スルニ至ル  
癩結節ハ崩壞シテ深ク陥没シタル潰瘍ヲ形成シ治癒スルコト難シ鼻腔口腔喉頭粘膜モ外皮ト同様ノ症狀ヲ呈ス又往々眼ニ重患ヲ招來シ遂ニ失明セシムルコトアリ
- 八、神經癩ハ一ツニ畸形癩ト稱シ營養並ニ知覺神經ニ重大ナル障害ヲ醸シ時々四肢ニ非常ナル疼痛ヲ惹起シ又ハ皮膚ノ大小區域ニ知覺ヲ失ハシム
- 皮膚ニ水泡性隆起ヲ發生シ直ニ濃潰ス手指ニ於テハ指節漸次壞疽脱落シ遂ニ使用スベカラザル鈍端トナル
- 病的部ノ筋肉ハ削耗ス眼ニアリテハ眼瞼閉鎖不全トナリ顔貌ハ其形容ヲ失ヒ手ハ瘦セテ特異ノ鷲爪様ノ状態トナル
- 九、癩ハ極メテ慢性的ニ發生ス而シテ其症狀モ亦實ニ緩漫ニシテ經過ノ長キコト十年乃至其以上ニ及ブコトアリ而モ治癒ノ傾向ハ認ムベカラズ
- 十、癩患者又ハ癩疑似患者アリタル場合ニハ警察官署ニ其旨報告スベシ

十一、癩ノ傳染ヲ豫防スル爲メ最モ適切ナル方法トシテ癩患者ノ收容所ニ收容スベシ之レ患者自身ノ爲メニモ好都合ノコトナリトス蓋シ收容所ニ於テハ一定ノ看護療養ヲ受ケ且ツ適當ナル職業ニ従事スルコトヲ得ベク加之患者ノ狀況如何ニヨリテハ該所ニ於テ或ル程度迄ハ其親族ト交通スルヲ得ベキ便宜ヲ與ヘラル、ヲ以テナリ

十二、特別ノ場合トシテ癩患者ト雖モ自宅ニ住スルコトヲ得但シ患者ハ病毒傳播ノ憂ナキ様嚴格ニ隔離セラル、コトヲ要ス斯カル場合ニ於ケル癩患者ノ家族ハ傳染ノ虞アルヲ以テ常ニ適當ノ注意ヲ拂フベシ婢僕ニハ必ズ癩ノ性質ニ付テ充分示教スル所アルベシ患者ト其周圍ニアルモノトノ交際ハ極メテ必要ナル用件ノミニ限ルベシ

患者ハ他人ト交通シ又ハ宿屋、料理店、劇場、公衆用浴場、理髮舖、學校等ニ出入スルコトヲ得ズ

患者ハ規定ニ從ヒ自己用ノ寢室ヲ定メ且專門ノ寢臺ヲ設ケザルベカラズ

總テ日用器具(洗濯物)衣服、靴具、洗面器、剃刀、飲食器、書籍、樂器等ハ特ニ患者用ノモノモノヲ設備セザルベカラズ則チ他人用ノモノト混同セザル爲メ患者ノ專用ナルコトヲ明カニシ置クコトヲ要ス

癩患者自身ハ常ニ清潔ヲ保持スルコトニ勉メ而シテ消毒規定ヲ忠實ニ遵守セザル

ベカラズ咯痰ハ特ニ設ケラレタル痰壺以外ニ咯出スベカラズ口腔並ニ鼻腔ノ排泄物ハ適當ノ布片ヲ準備シ使用後ハ直ニ消毒スルカ又ハ燒却スベシ

創面潰瘍ニハ必ズ厚ク繃帶ヲ施スベシ

不淨繃帶ハ飲食物ノ殘留、煙草ノ殘片等ト同様ニ病毒傳播ノ憂ナキ方法ヲ施シタル後放棄スベシ飲食器具ハ之ヲ煮沸シ健康者ノ器具ト混同洗滌スル等ノコトアルベカラズ

病室ハ常ニ清潔ニシ履ミ外氣ノ流通ヲ計ルベシ塵埃及屑類ハ燒却スベシ患者用肌衣夜具被布ハ屢ニ清潔ナルモノト交換スルヲ要ス但不淨トナリタルモノヲ洗濯スルニハ必ズ豫メ消毒ヲナスベシ其他ノ衣服並ニ室ノ消毒ハ屢ミ之ヲ行フベシ如何ナルコトアルモ患者ノ室ヲ他ニ利用セントスルニハ豫メ必ズ根本的消毒ヲ施スベシ衣服洗濯物及日用品ハ消毒ヲ施シタル後ニアラザレバ他人ニ交付スルヲ許サズ癩患者ハ健康者ニ親近スベキ職業例之媒母婢僕等又ハ癩患者ノ使用シタル物品ニヨリ病毒傳播ノ機會ヲ與フルガ如キ職業ニ従事スルコトヲ得ズ

## 癩豫防に關する法律

明治四十年三月十九日法律第十一號。總内大臣副署

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル癩豫防ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 醫師癩患者ヲ診斷シタルトキハ患者及家人ニ消毒其他豫防方法ヲ指示シ且三日以内ニ行政官廳ニ届出ヘシ其ノ轉歸ノ場合及屍體ヲ檢案シタルトキ亦同シ

第二條 癩患者アル家又ハ癩病毒ニ汚染シタル家ニ於テハ醫師又ハ當該吏員ノ指示ニ從ヒ消毒其ノ他豫防方法ヲ行フヘシ

第三條 癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノハ行政官廳ニ於テ命令ノ定ムル所ニ從ヒ療養所ニ入ラシメ之ヲ救護スヘシ但シ適當ト認ムルトキハ扶養義務者ヲシテ患者ヲ引取ラシムヘシ

必要ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ對シテモ一時相當ノ救護ヲ爲スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ必要ト認ムルトキハ市町村長(市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市町村長ニ準スヘキ者)ヲシテ癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ヲ一時救護セシムルコトヲ得

第四條 主務大臣ハ二以上ノ道府縣ヲ指定シ其ノ道府縣内ニ於ケル前條ノ患者ヲ收

容スル爲必要ナル療養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得

前項療養所ノ設置及管理ニ關シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム

主務大臣ハ私立ノ療養所ヲ以テ第一項ノ療養所ニ代用セシムルコトヲ得

第五條 救護ニ要スル費用ハ被救護者ノ負擔トシ被救護者ヨリ辨償ヲ得ザルトキハ其ノ扶養義務者ノ負擔トス

第三條ノ場合ニ於テ之カ爲要スル費用ノ支辨方法及其ノ追徴方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 扶養義務者ニ對スル患者引取ノ命令及費用辨償ノ請求ハ扶養義務者中ノ何人ニ對シテモ之ヲ爲スコトヲ得但シ費用ノ辨償ヲ爲シタル者ハ民法第九百五十五條及第九百五十六條ニ依リ扶養ノ義務ヲ履行スヘキ者ニ對シ求償ヲ爲スコトヲ妨ケス

第七條 左ノ諸費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス但シ沖繩縣及東京府下伊豆七島小笠原島ニ於テハ國庫ノ負擔トス

一 被救護者又ハ其ノ扶養義務者ヨリ辨償ヲ得サル救護費

二 檢診ニ關スル諸費

三 其ノ他道府縣ニ於テ癩豫防上施設スル事項ニ關スル諸費

第四條 第一項ノ場合ニ於テ其ノ費用ノ分擔方法ハ關係地方長官ノ協議ニ依リ之ヲ

定ム若シ協議調ハサルトキハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第四條 第三項ノ場合ニ於テ關係道府縣ハ私立ノ療養所ニ對シ必要ナル補助ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ費用ノ分擔方法ハ前項ノ例ニ依ル

第八條 國庫ハ前條道府縣ノ支出ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助スルモノトス

第九條 行政官廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ指定シタル醫師ヲシテ癩又ハ其ノ疑アル患者ノ檢診ヲ行ハシムルコトヲ得

癩ト診斷セラレタル者又ハ其ノ扶養義務者ハ行政官廳ノ指定シタル醫師ノ檢診ヲ求ムルコトヲ得

行政官廳ノ指定シタル醫師ノ診斷ニ不服アル患者又ハ其ノ扶養義務者ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ更ニ檢診ヲ求ムルコトヲ得

第十條 醫師第一條ノ届出ヲ爲サス又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 第二條ニ違反シタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 行旅死亡人ノ取扱ヲ受クル者ヲ除クノ外行政官廳ニ於テ救護中死亡シタル癩患者ノ死體又ハ遺留物件ノ取扱ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

明治四十年八月五日勅令第二百八十四號。總内大臣副署改正四〇年第三五一號

朕明治四十年法律第十一號施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
明治四十年法律第十一號ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 明治四十年法律第十一號施行規則

明治四十年七月二十日内務省令第十九號

明治四十年法律第十一號癩癩防ニ關スル件施行規則左ノ通定ム

明治四十年法律第十一號施行規則

第一條 明治四十年法律第十一號第一條ノ届出ハ患者又ハ死體所在地ノ警察官署ニ之ヲ爲スヘシ

癩患者ヲ診斷シタル醫師ハ故ナク其ノ事實ヲ漏泄スルコトヲ得ス

第二條 癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノアルトキハ警察官署ハ一時之ヲ救護シ又ハ市町村長ヲシテ一時之ヲ救護セシメ其ノ旨ヲ患者ノ家族又ハ扶

癩癩防に關する法令

養義務者ニ通知シ且患者ノ本籍住所氏名及病況並扶養義務者ノ住所氏名等ヲ具シ  
地方長官ニ報告スヘシ

地方長官ニ於テ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ所定ノ療養所ニ照會ヲ經タル上送致  
ノ手續ヲ爲スヘシ但シ適當ト認ムル扶養義務者アルトキハ之ニ對シ患者ノ引取ヲ  
命スヘシ

警察官署ハ必要ト認ムルトキハ第一項ノ癩患者ノ同伴者又ハ同居者ニ對シテモ一  
時相當ノ救護ヲ爲シ又ハ市町村長ヲシテ之ヲ爲サシムヘシ

第三條 前條ニ依リ癩患者ヲ入ラシムヘキ療養所ハ救護地道府縣ノ療養所トス但シ  
療養所管理者ノ協議ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得

第四條 明治四十年法律第十一號第四條ノ療養所ハ内務大臣ノ指定シタル設立地ノ  
地方長官ニ於テ之ヲ建設管理スヘシ

當該地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ得テ療養所ノ位置ヲ定ムヘシ

第五條 明治四十年法律第十一號第四條第三項ノ場合ニ於テハ療養所所在地地方長  
官ハ療養所ノ設立者ニ對スル命令條件ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六條 明治四十年法律第十一號第九條第一項第二項行政官廳ノ職權ハ警察官署之  
ヲ行フ  
警察官署ノ指定シタル醫師ヲ診斷ニ不服アル患者又ハ其ノ扶養義務者ハ發病以來

ノ症候經過及反對意見ヲ有スル醫師ノ診斷書其ノ他不服ノ理由ヲ具シ書面ヲ以テ  
地方長官ニ對シ其ノ指定シタル醫師ノ檢診ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ地方長官ハ檢診ノ場所及日時ヲ請求者ニ通知シ二人以上ノ醫  
師ヲ指定シテ檢診ヲ行ハシムヘシ此ノ場合ニ於テ請求者ハ其ノ費用ヲ以テ反對意  
見ヲ有スル醫師ヲ立會セシムルコトヲ得

檢診ノ爲病院其ノ他ノ場所ニ滞留ヲ命セラレタル患者其ノ命ヲ遵守セサルトキハ  
檢診ノ請求ヲ取消シタルモノト看做ス

第七條 檢診ノ請求ハ行政處分ノ執行ヲ停止セズ但シ當該官廳ニ於テ必要ト認ムル  
トキハ此ノ限ニ在ラス

第八條 行路死亡人ノ取扱ヲ受クルモノヲ除ク外行政官廳ニ於テ救護中死亡シタル  
癩患者ノ屍體及遺留物件ノ取扱ニ關シテハ行旅病人及行旅死亡人取扱法ノ規定ヲ  
準用ス但シ市町村長ニ於テ救護中死亡シタル場合ヲ除ク外同法中市町村長ノ職務  
ハ當該行政官廳之ヲ行フ

第九條 第二條及第六條ノ地方長官ノ職權其ノ他癩豫防上警察ニ屬スル事項ハ東京  
府ニ於テハ警視總監之ヲ行フ

本令ニ依リ市長ニ屬スル職務ハ東京市京都市及大阪市ニ於テハ區長ヲシテ之ヲ補  
助執行セシムルコトヲ得

本令ハ明治四十年法律第十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

癩患者の救護に要する費用の支辨  
追徴及負擔に關する件

明治四十年七月十日勅令第二百六十二號。總内大臣副署

癩瘰癧患者ノ救護ニ要スル費用ノ支辨追徴及負擔ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

- 第一條 明治四十年法律第十一號第三條ニ依リ癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ノ一時救護ニ要スル費用ハ必要アルトキハ救護地道府縣ニ於テ之ヲ繰替支辨スヘシ
- 市町村長ニ於テ一時救護ヲ爲ス場合ニ要スル費用ハ必要アルトキハ市町村ニ於テ繰替支辨スヘシ
- 第二條 前條ニ依リ繰替支辨シタル費用ハ被救護者ニ被救護者ヨリ辨償ヲ得サルトキハ其ノ扶養義務者ニ其ノ辨償ヲ求ムヘシ此ノ場合ニ於テ必要アルトキハ義務者ノ住所若ハ所在地ノ地方長官又ハ市町村長ニ其ノ徵收ヲ委託スルコトヲ得
- 辨償金ノ徵收ニ關シテハ府縣稅徵收ノ例ニ依ル

市町村ニ於テ繰替支辨シタル費用ニシテ前二項ニ依リ辨償ヲ得サルモノハ救護地道府縣ニ其ノ辨償ヲ求ムヘシ

第三條 一時救護ニ要シタル費用ニシテ被救護者又ハ其ノ扶養義務者ヨリ辨償ヲ得サルモノハ救護地道府縣ノ負擔トス

第四條 療養所ニ於ケル救護費ニシテ被救護者又ハ其ノ扶養義務者ヨリ辨償ヲ得サルモノハ被救護者ノ本籍地本籍地ナキカ又ハ不明ナルトキハ救護地ノ屬スル療養所設置區域内道府縣ノ負擔トス

療養所ニ送致スル費用ニ付亦同シ

第五條 癩患者死亡シタルトキハ救護ノ費用ハ其ノ遺留ノ金錢又ハ有價證券ヲ以テ之ニ充テ仍足ラサル場合ニ於テ扶養義務者ヨリ辨償ヲ得サルトキハ遺留物件ヲ賣却シテ之ニ充ツルコトヲ得

第六條 本令ニ依リ道府縣ニ於テ繰替支辨シ又ハ負擔スヘキ費用ハ沖繩縣及東京府下伊豆七島小笠原島ニ於テハ國庫ノ支辨トス

第七條 本令ニ於テ市町村又ハ市町村長ト稱スルハ市制町村制ヲ施行セサル地ノ之ニ準スヘキモノヲ包含ス

附 則

本令ハ明治四十年法律第十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

癩瘰癧に關する法令

### 癩豫防法律第八條に依る國庫補助の件

明治四十年八月五日勅令第二百八十五號。總内大臣副署

朕明治四十年法律第十一號第八條ニ依ル國庫補助ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
明治四十年法律第十一號ニ依ル道府縣ノ支出精算額ニ對シ國庫ハ同法第八條ニ依リ  
左ノ區別ニ從ヒ補助ス但シ事業ニ伴フ收入又ハ寄附金等アルトキハ之ヲ控除シタル  
額ニ對シ補助ス

- 一 療養所創設費擴張費及ヒ之ニ伴フ初度調辨費 二分ノ一
- 二 被救護者又ハ其ノ扶養義務者ヨリ辨償ヲ得サル無籍者又ハ本籍不明者ノ救護費  
二分ノ一
- 三 其ノ他ノ諸費 六分ノ一
- 四 私立ノ代用療養所ノ創設費擴張費及之ニ伴フ初度調辨費ニ對スル補助費 二分  
ノ一
- 五 私立ノ代用療養所ニ對スル其ノ他ノ補助費 六分ノ一

附 則

本令ハ明治四十年法律第十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 道府縣癩患者療養所設置區域

明治四十年七月二十二日内務省令第二十號(改正四三  
年省一號)

道府縣ハ左ノ區域ニ依リ其ノ區域内ニ於ケル癩患者ヲ入ラシムル爲必要ナル療養所  
ヲ設置スヘシ

#### 第一區域

東京府(伊豆七島小笠  
原島ヲ除ク) 神奈川縣 新潟縣 埼玉縣 群馬縣 千葉縣 茨城縣  
栃木縣 愛知縣 静岡縣 山梨縣 長野縣

#### 第二區域

北海道 宮城縣 巖手縣 青森縣 福島縣 山形縣 秋田縣

#### 第三區域

京都府 大阪府 兵庫縣 奈良縣 三重縣 岐阜縣 滋賀縣 福井縣  
石川縣 富山縣 鳥取縣 和歌山縣

#### 第四區域

島根縣 岡山縣 廣島縣 山口縣 德島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣

#### 第五區域

癩豫防に関する法令



長崎縣 福岡縣 大分縣 佐賀縣 熊本縣 宮崎縣 鹿兒島縣 沖繩縣(四三年  
省一號)  
前項療養所ノ設立地ハ第一區域ニ在リテハ東京府下第二區域ニ在リテハ青森縣下第  
三區域ニ在リテハ大阪府下第四區域ニ在リテハ香川縣下第五區域ニ在リテハ熊本縣  
下トス

附 則

本令ハ明治四十年法律第十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

## 神山復生病院沿革并に狀況

### 附 予 の 管 見

#### 緒 言

日本國民が愛國心に篤いことは今更申すまでもないことですが、事苟も國家に關するに於ては、決して不問に措くことのないのは吾等の親しく睹る所で又大に感ずる所であります。國家のために危険な關係を有つ重大な問題は外部的と内部的とに係らず澤山ありますが、然し其等多くの中に公衆の健康に影響を及ぼすといふ危険なる問題は確かに重大なるものゝ一つであります。此故に西洋各國に於ても往昔から癩病をもコレラ、ペスト同様に恐れて出來得る限り力を其撲滅に竭して居りました。それで癩患者は數百年前より次第に減じて今は最早憂ひとするに足らぬほどになりました。願くば日本に於ても亦斯く好結果を得たいものであります。新聞紙の報ずる所に依りますと、日本に於て顯はれたる癩患者の數は約三十萬人に達するといふこととあります。此他に尙隠れたる患者の數が何萬あるか分りませぬ、之を以て視ますると日本に於ける

癩病は實に國家のために内部的危険の一問題たるに疑ひありません、而て是は全く明治に至るまで衛生上の智識が乏しかつたから斯程に殖ゆるに至つたのであります。

癩病は其豫防法を實行するに於て甚だ困難であります、現今は政府に於ても其實行に力を盡されるやうになりましたが、豫防と慈善との目的を以て二十有餘年前に於て既に西洋の方法に則り日本に癩療養所を私設致しましたのは、實に我復生病院でありました、而て當復生病院が本年其創立二十五週年を記念するに際し、茲に創設以來の沿革より經營の状況資産收支の一斑を陳べて社會に告ぐるのは敢て無益の業でも無からうかと思ふのであります。

(一) 復生病院の創立及沿革

佛人テストウグイドといふ天主教の一宣教師が、東海道諸國に布教のため巡回の折柄癩病患者が道路に徘徊しつゝあるのに屢出會ひまして甚だ憐憫同情の念を動かされました、或時御殿場に一人の女癩病者を視るに至つて、憐憫の情勃々として抑へるに由なく茲に愈此不幸者を救ひ一には彼等を救ひ一には以て世の裨けとしやうと決心したのであります、此女癩患者といふのは此惡疾に罹るや否偕老を契つた夫に棄てられ、親戚には疎外され、廣き世間に己一人の外便るものとは無かつた。彼れは驛

外れの一小川の上に板を以て繼に雨露を凌ぐだけの小屋を造り、其中に寝起きして居つた、彼は病のために失明して只さへ歩行困難なるに俄かの盲目で全く外出の自由をも失つた、寢るに一枚の蒲團だになく、襦袢を集めて寢具に代へ板の上に臥して居た、さうして村人の助けにより僅かに一日一椀の麥飯と一杯の水とにて辛くも其生命を繼ぐといふ、飼主なき犬だも斯くまで悲惨なものではなからうと思はれた、彼女はかゝる悲惨の境遇に堪え得ずして自殺しやうと思ふたのであります、其時幸ひにもテストウグイド師が尋ね行き、人は死するとも其靈は永遠に消ゆるものでないことを懇に説き聽かせ、癩殘の人生を持餘しつゝある彼女を慰められました、嗚呼世に安穩の生を送るものゝためには死は痛切に感ずる問題ではない、死後のことなどは全く雲烟過眼視して頓着しない、彼女は世に比ひ少き不幸な事であつた、其がために却て死後に一道の光明を認むることが出来、其苦みの生を慰める機會を有ち得たのであつた、彼女のやうな憐れむべき癩病者は御殿場附近には少くなかつた、此に於て同師は蹶然として此不幸者を救養すべく起つたのである、之が本院の建設される動機であります。

初め師は佛國なる友人等に書を寄せて些少の施しを得、之を以て御殿場に細やかなる家を借り受け、六人の同病者を收容したに過ぎなかつたが、後追々外國慈善家に寄附

を仰ぎ、事業を擴張しやうとした、然るに御殿場には敷地を買入れることが出来なかつたから、遂に此神山の地を相して、此處に濶き敷地を買入れた、それは實に明治二十年のこととあります。當時未だ内地雜居の制は行はれず、外人のために種々の不便少からざるに、土地買入、縣廳との交渉、家屋建築、患者の治療、醫師と看護人の搜索、藥餌食料の購求など、凡て自分一人の手で便じました、斯く何人の裨けもなく身一つにて此繁雜なる用務を便ずるに搗て加へて、村民は此前例なき事業に目を側て、自然の情として此忌まはしき病院を建つることを嫌ひ、種々なる苦情を持込み、阻害の運動を試みるなど、師が此際の苦心慘憺は實に一通りではありません。斯くて明治二十年より二十二年六月に至つて漸く、玆に挿入れた寫眞にある本館の建築だけ其功を竣へた、故に本院は當大正三年五月に於て創立より正に二十五週年に相當するのであります。(寫眞は省略す)

(二) 維持經營の方法及建設物

財力は戰爭の神經なりといふ諺の如く、資力がなければ何の善事をもすることが出来ません、故に如何なる事業にも先第一に資本といふことを考へねばならぬ、天主教の宣教師も矢張此定則に従はねばならぬ、然しながら宣教師等は他と少しく異つて、金錢の問題をば第一とは致しません、宣教師等は事業の成功が、金力人力を以て必ずしも

得られると思ひません、彼等が最先とする所は無限なる神造物主の攝理に依頼するといふこととあります。

而して細心留意することは不必要な心配と、多少にても贅澤らしいことを避けることとであります、又自分の生活とか世間の名譽などのために働くことは最も忌む所とあります、此故に事業の將來に就ては全く造物主の守護に信頼して毫も疑ひません、斯くて建築も成就し約十名の患者を收容したが、其等のための費用は明治二十二年六月二十九日まで、に於て千百六十五圓九十錢でありました、又此時の決算で餘す所の現金は僅に一圓七十三錢に過ぎませんでした、此少額の金を以て彼等十名の患者を養ひ、醫藥被服等を辨じねばならぬといふ境遇でありました。

若しも之が普通世間の事業であるならば極めて無謀なるもので最早失敗の果を表はしたものですから必ず失望するでありませう、されどテストウヰド師は此究境に處して毫も不安に思はず、歐米各國に書簡を贈り、新聞雜誌に書を投じ、近きは京濱在留の各國外人に寄與を乞ひ、程なく寄附金が集り初めました、別けても佛國と白耳義との慈善家の寄附が最も多かつた、寄附額が段々殖るに従つて建物を増し、明治二十三年に於ては收容せる患者數が三十五名に達しました。

此博愛的事業は初は極めて微々たるものでありましたが、僅々の年月で神の攝理に信頼した通り全く其緒に着くことが出来ました。然るにテストヴグイド師は斯く創業の多大なる困難苦心のために遂に疾を生じて惜哉半途此世を逝られました。

テストヴグイド師に代つて本院を經營したのは同じく天主教宣教師なるゲキグルス師でありました。師も亦外國に寄附を仰ふぎましたから、師の時代に至つて外國寄附金は随分巨額に達しました。而て此時は壯健な患者のために農業を營ませる目的で、其等に必要な建築を殖やし、收容患者の數をも増して事業は頗る擴張せられました。

此時まで宣教師が布教の傍らに此事業の經營をしたのでありましたが、二十六年に至つて初めて專屬の一宣教師が管督することとなりました。其專任宣教師が今大正三年に至るまで繼續致して居ります。又明治三十四年の六月二十二日に至つて本院は公益事業として財團法人の組織とすることが出来ました。此に於て復生病院といふ法人の名に於て所有權を獲又寄贈遺贈などを受けるの權利を有しました。是等の權利を病院の名に於て有することは事業の經營の爲にも確立のためにも極めて必要のことであります。なれども之がために本院が多額の財産を有するに至つた譯ではありませぬ。矢張最初に於けると同じく常に世の慈善家の寄附によつて命脈を繼いで居るのであ

ります。

本院が斯く一定の資産なく單に其日暮しの經營を以て常に七八十名の患者を救養することは本院を視察に來られた多くの人々の最も驚く所であります。その一例として左の問答を掲げませう。

最近一人の地方有司の方が來院せられましたとき、最先に質問せられましたのは、先づ本院の維持方法の如何といふことでありました。私は之に應へて

「本院には一定の維持方法がない。年々本院が受くる所の慈善家の寄贈によつて生命を維持して居ります。而て昨大正二年度の支出計算書(左記の別表)を視せ、斯く寄贈によつて建物の修繕、雇員の俸給、收容患者の衣食、醫藥などの費用を辨ずるのであります。有司、此表に示してある支出だけでは到底維持することが出来まいと思ひます。第一此表に雇人の支出があるが、職員(左記の別表)の俸給別けても院長の俸給などが無いではありませんか。

予、本院の院長といふは宣教師なる私です。別に俸給はありませぬ。有司、當病院の事務所は何處です。

予、別に事務所といふやうな設備はありません。強て事務所といへばまあ私の寢起き

する此部屋です

有司「看護人、小使は何人ありますか」

予「ありません、比較的達者な患者が重症患者を看護します

有司は驚きの目を見張つていはれるに

「けれど多少職員がなければ是だけの病院で何事も出来ずまい

予「左様三人あります、醫師が一人これは月々三回一定の日に來診し又臨時急病者あるとき來診します、幹事一人これは私のために書翰の往復の代筆代讀と戸籍其他のことに就て村役場への用務、患者の仕事の管督などのためです、其住宅は門側にある建物です、其他に小使一人これも邸内に住み私のために食物を調理し又買物などをするためです、此三人の外に當院に職員雇員はありません、其他の事に就て働き得られる程度の患者をして、必要の野菜を作り牛馬を飼養し、山林に薪を採り、又院内の草取掃除などをさせます、女患者には食物の調理、洗濯、衣服寝具の繕ひなどをさせます、斯やうにそれ／＼健全の程に應じて應分の働をするといふことは、第一患者の精神を慰めるのみならず、其病氣のためにも又衛生の上にも非常に効果があります、斯く各自が家庭的生活をしますから比較的少額の金を以て一切の費用を辨じ得るの

てあります、若しも之を公立の癲病院のやうにして多くの職員雇員を置いたならば

其等の俸給支拂の爲に幾んど寄贈金の三分の二餘を費して仕舞ふてありませう。

之は其時應答の概要であります、本院は實に此の如くして七八十名の患者を收容しても割合に少額の金を以て維持して往かれるのであります、本院は年々支出入の決算を内務省に届け又四方寄贈者に報告して居りますが、此經營の内容を知らない人は或は驚き訝り居るやも知りません。

さて右に陳べたやうに患者の體力に應じて働くといふことは良き方法であるのみならず寧ろ甚だ必要のことであらうと信じます、之は經費を節約する利益のためのみでなく、患者の精神上氣力上に著しい影響を及ぼします、毎日働くから患者が徒然に苦むことがない、それがために所謂小人閑居して濫をなすといふの弊をも防ぐといふ道徳上多大の益があります、又彼等は病院を一種の牢獄のやうに思ふといふことがない、却て彼等は病院を己の家庭の如くに感じて自然病院に親みの念を起します、又私の經驗に依れば之が直接病氣其ものに好影響を與へます、適宜の勞働と新鮮の空氣を吸ふことゝは第一等の治療法であります。

勞働は強てさせるのではない、けれども彼等は己の家に働くと等しく彼等自らか悦

び勇んで働きつゝある故に時としては私自身が窃に驚嘆するほどな大仕事をするところがあります。本院の有つ地面は二箇所であつて、一は約七町歩あり其處には種々の建物と二町歩許の畑とある。之から獲られる野菜で本院の需要を十分に充たし得られるから野菜類は少も他から供給を仰ぎません。野菜畑の外は牛馬の牧場になつて居る。一は山林であつて之は十四町歩餘りある。患者は年々之に苗木を植付け四五年目つゝに順次薪を伐採し得られます。飼馬は三頭で農事に使役し、牛は牝二頭牡一頭で患者の用ひる牛乳を搾取します。本院附屬の建物で他から職人を入れず患者自らの手に成つたものが、石造の米倉一棟、石造の水車小屋一棟、二十八間の深さある井戸一つ、之は最初堀抜井にして噴水させる見込でしたが掘鑿が非常に困難であつたから中止して今は唧筒に風車を仕掛けて水を汲み取つて居る。此風車も唧筒も又皆患者の手に成つたものであります。其他大工を入れて建てたのが牛舎一棟、雨天作業場兼納屋として一棟是等が本院附屬建物であります。其外私は昨年プランといふ鋤を一個買入れたが之と馬とによつて耕作は餘程迅速に又容易く出来るやうになりました。

斯やうな色々の勞働は患者自身の歡びと慰めとなり、よく／＼の重態で身體が自由にならないものゝ外は悉く作業しつゝあります。さうして働き得られない患者は甚だ

遺憾に思ひ窃かに羨みつゝあるやうに見えます。

### (三) 資本及收支の一斑

本院には資本といふものが無い、それで院長が毎年各國の慈善家に對して收支の決算に收容患者の統計を添へて寄捨を乞ふ書翰を送るのであります。又時としては新聞雑誌などに公表して廣く寄附を募ることもあります。然しそれは極めて稀で横濱のジヤツパン、メール紙上に於て二三回致したのみであります。

寄贈といふは多く零碎の金であります。然も感ずべきは貧しい農民或は職工僕婢などからの寄贈が多いこととあります。茲に一例を申し上げます。近頃或高官が本院を視察せられましたとき、或旅館に一泊せられました。其夜旅館の下婢の一人に本院のことを具さに語られたのであります。すると彼下婢は大に感じて其乏しい財囊中から金二十錢を割いて手紙を添え本院に寄贈されました。尙又其知人や友達に此話をして十錢二十錢の金を集め送り越して呉れました。其等の人々の中に一人の女髮結があつて彼は其後毎月十錢づゝを寄贈して居ります。是等は實に感謝すべき好話ではありますまいか。私は斯やうなことのある度に患者一般に話し聽かせるを常として居ります。患者等は其都度大に感じて、世に裕かならぬ人々までも自分等に同情し呉るゝものゝあ

ることを深く肝銘して有難涙にくれつゝあります。

斯く名譽のためでなく全く無名を以て寄贈するといふは眞の慈善であります、斯やうな慈善家が日本にも外國にも常にありますから、私は全く世の慈善家に信頼して將來の資力といふことに就ても毫も不安の念を有たないで居ります。

回顧すれば創立以來二十五年間、本院は決して富裕ではありませんでした、然し必要だけは必ず與へられました、本院に收容する患者の数は實に寄贈金の多寡に由て増減するのでありますから、吾等は只管に隠れたる慈善家の益多からんことを希望するものであります、尙慈善家の外には内務省と静岡縣廳から助成金を下附せられたことが前後八回であります、是又大に感謝し居る所であります。

下附せられたる助成金

金 一 千 圓	明治四十年静岡縣廳より
金 五 百 圓	同四十二年内務省より
金 七 百 圓	同四十三年同省より
金 七 百 圓	同四十四年同省より
金 八 百 五 十 圓	大正元年同省より
金 三 百 圓	大正二年静岡縣廳より

金四百五十圓

大正三年内務省より

計金五千二百圓也

尙昨大正二年末に於ける收支決算は左表の通りであります。

収入の部

金二千百六十一圓三十錢	内外國人寄附金
金 三 百 圓	静岡縣補助金
金三百二十三圓八十六錢	預金利息
金二百十八圓	患者入院謝金
金百六十九圓八十二錢五厘	物品賣拂代
計金三千百七十二圓九十八錢五厘	前年度繰越金
金八千三百八圓三十六錢	
總計金一萬一千四百八十一圓三十四錢五厘	

支出の部

金六百四十圓	雇員手當
金二千二百二十圓八十九錢五厘	患者膳費
金二百四十七圓三十一錢	薪炭油費
金百七十五圓五十一錢	諸器具費
金六十六圓六十六錢五厘	牛馬飼料
金百六十四圓八十三錢	藥品費

神山復生病院沿革並に状況

金五十九圓八十二錢  
 金二十七圓三十六錢五厘  
 金百三十一圓三十四錢  
 金五圓三十五錢  
 金十五圓八十二錢  
 金百四十圓  
 計金三千八百九十四圓九十錢五厘  
 差引 金七千五百八十六圓四十四錢

地租及諸税  
 郵便及印刷費  
 建築修繕費  
 雜費  
 旅費  
 火災保險費  
 翌年度へ繰越金

(四) 癩病の治療

此憐れむべき疾病を出來得る限り治療すべく日本にも西洋にも發明した醫藥は悉く之を採用して見ましたが、今日に至るまで其效果の著しいものは一つもない、全く不治の症のやうに思はれる、然し根治しなくとも多數患者中には或藥品のために稍治したかのやうに見へることがあります、左様な患者は全治したと思つて退院しますが、何年かの後に又再發しました。

本院が最初用ひた藥料は後藤博士の發明したものであつたが、之に依て何人かの患者は多少癒えた、然し患者によつて少しも其效果の見へぬのもありました、其後東京産の一種の蔓草から製したホアンナンといふ藥を用ひました、外國では此藥が随分效能

があつたさうですが日本に於ては何うも效果が甚だ微々たるものでありました。

最も效力の多いのは大風子油で、これは帝國大學教授土肥博士と村山全生病院長光田醫士の教によつて用ひ始めました、此油の使用方は皮下に注射するのであります、是とても根治させることは出來ないが、創のある患者ならば創面を早く乾かせて癒着させます、本院に於て現在採用して居る藥料は主として之のみであります。

私は二十一個年間癩患者と共に居りますが、私の經驗に於て最も適當なる治療方は健康に適する氣候と食物と業務と道德的品行と又煩悶や心配なくして常に心に平安を有つこと、邪まならざる陽氣に暮すことなのであります、此病氣を根治すべき特效藥を發明するときまで、右の適方を得るのと大風子油を用ふるとの外に最良の治療方は無からうと信じて居ります。

本院は専ら此二つの方法を得ることを目的として居ります、即ち藥療と同時に患者の精神氣力道徳にも最も注意を拂ひつゝあるのであります、單に其疾病のみに注意しても癩病の如きは決して治療の效果を見ることは出來ないといふことを疑はないのであります。

患者をして邪まならざる正しい陽氣な暮し方をさせるには、種々なる遊戯演藝のや



うなことを彼等自らにさせ或は書物を讀ましめるなどのことが多少あるのは最も良い方法でありますなれども之のみを以て彼等がその恐しい病苦を忘れ煩悶を慰め得ることは不可能であります如何なる遊戯娛樂も心の表面を感ぜしむるに過ぎぬ心の奥底まで徹つて浮立たせるほどの力がありませぬ如何なる國でも是等の手段では畢竟無効であるといふことを経験しました眞面目な慰め即ち靈的の慰安のほかに精神を強め人間を清めるものはありませぬ近くいへば道德を堅固に守らせることが眞の平安を與へ清潔なる陽氣な心を起させるのでありますそれには眞の宗教を以てするより他に方法はありますまい私の二十一個年間の實見に於ては宗教を信ずる患者と無宗教の患者とを比べて單に病氣其ものゝみから見ても其忍耐其氣力に於て著しい相違があることを知りました。

(五) 收容患者統計

本院創立以來今年に至るまで收容した患者は總計で四百六十八人であつて、其中三百二十人は男子、百四十八人は女子でありました是等の患者が或は何年間或は何個月といふやうに其入院日數は各異つて居りました出つ入りつ致しましたが、今其等の年別收容數と總延人員とを挙げますと左表の通りであります。

創立以來大正二年に至る入院患者數

年 別	前年末現在患者數	本年入院患者數	計	患者延人員又は延日數
明治二十二年	—	一五	一五	不詳
同 二十三年	一四	三九	五三	三、一〇一
同 二十四年	四二	一四	五六	一一、一五
同 二十五年	四三	四九	九二	一七、一六二
同 二十六年	七二	三四	一〇六	二六、五六三
同 二十七年	九二	一一	一〇三	二六、六七六
同 二十八年	七九	二九	一〇八	二二、四三八
同 二十九年	八五	二五	一一〇	二五、一五四
同 三十年	九五	一八	一一三	二六、九三五
同 三十一年	八九	一七	一〇六	二四、五六四
同 三十二年	八〇	二一	一〇一	二四、二三一
同 三十三年	七三	一二	八五	二五、二一六
同 三十四年	七一	一七	八八	二四、七七九
同 三十五年	七〇	二五	九五	二四、八四九
同 三十六年	七七	一二	八九	二五、五五七
同 三十七年	七九	一八	九七	二七、〇五二
同 三十八年	七九	一一	九〇	二七、二〇五

神山復生病院沿革並に状況

神山復生病院沿革並に状況

同	三十九年	七四	九	八三	二四、二四二
同	四十年	七五	一三	八八	二三、八一
同	四十一年	七九	一四	九三	二五、一七三
同	四十二年	七九	一四	九三	二六、七二〇
同	四十三年	八〇	一二	九二	二六、〇四八
同	四十四年	七四	一四	八八	二七、〇〇五
大	正 元 年	七六	一四	九〇	二三、四八二
同	二 年	五一	一一	六二	一七、一八〇
合	計		四六八		五五六、二六二
大	正二年未現在患者數		四拾八人		

一〇六

是等の患者が多くは其死に至るまで本院に居りますが、然し中には全癒したやうに考へたり、或は懐郷の念に堪えずして退院したのも多少あります、入院中死亡したのは二百五十人でありましたが、是等死亡した患者の多くは宗教の他に眞の慰安の道がないといふことを悟つて天主教を信じました、彼等は實に此不幸なる病氣に罹つたために眞の光明に照され却て幸福であることを信じつゝ安らかに永き眠に就いたのであります、勿論本院に於て宗教の信仰は患者の自由であつて毫も信仰を強ゆるやうなことは致しませぬ、教義を研究したいと望むものゝみに教へつゝあるのであります

故に本院收容患者であつても、宗教を信じないものも随分あります。

右の如く廿五年間に收容した患者數が四百六十八人に過ぎないといふことを聽いて驚くものが多い、左様な人は癩病に罹れば年ならずして死ぬるものと思ふからでありますが、多少の例外はあるとしても概して癩患者が健全な者に比べて餘り短命とはいはれない、二十五年前に當病院に收容した患者で今尙生存して居るものがあるほどです、斯く比較的長く生命を保つ病氣ですから、癩病を國家的危険でないまでに減少させることはなか／＼に至難の問題であります。

癩患者といふても等しく人間であり又公民であります、妄りに其生命を絶ち或は監禁したり流竄するといふことは人道が許しません、否彼等は何の罪なくして不幸にも此病を得たものでありますから却て之に大なる同情を有ち憐憫の涙を灑がねばなりません、其病氣を癒して身體を救ふことが今の人の力には及ばないとしても、責めては其靈魂だけでも救はねばなりません、世に不具に生れた不幸な子は其親の憐みと愛とを受けることが健全な子よりも多いてありませう、然らば何故同胞の此不幸なる患者を憐まずに置かれませう。

癩病が如何なる方法に於て傳染するかは未だ明かに決定しないといふても、之が公

衆衛生上最も注目すべきもので何等かの嚴密なる方法を設けねば益増殖すべきことは明かでありませぬ、此重大なる問題に就ては大に研究を積まねばならぬ餘地が充分にあると思ひます、私は之に就て窃に疑ひなき能はざることが一つある、世間では凶作とか地震とか噴火とかいふ天災があると、新聞紙は紙上に其悲惨不幸の状況を掲げて之が救済に力を竭し、一般の人々も之が義捐に財を惜まないといふ形勢であります、是は素より爲すべきことで又大に感ずべきことであります、が然し斯の不幸なる災害といふものは、其出來事が一地方を限られたるものであつて、癩病の如く國家全體の大不幸となるものではありませぬ、然も世人はコレラ、ペスト其他の流行病の如く重きを措かず兎角等閑に附し去ります。

尙又世間は何かの變災に當り之を救済するため演藝會、音樂會などを開いて慈善の名目の下に金を集めますが、種々なる會費とか酒食などに折角の義金の何分を費すといふことがあります、斯る娛樂的手段によつて他の不幸を救ふといふは矛盾した行動ではありますまいか、斯やうな無用のことのために何人かの不幸を救助し得べき金を費し、其殘餘を以て目的のことに宛てるといふが如きは、眞實の慈善の趣意に適ふものであらうか、何うか今更私が申上るまででないであります、近頃以太利のメツシヌ

といふシ、リ島の港が幾んど滅亡するほどの大震災を被つたとき義捐金は多額のものであつたさうですが、其金の行衛が甚だ不明だといふことは外紙の報ずる所でありませぬ、何と慨かほしいことではありませぬか。

前陳の如く癩病が日本のために危険であるほど殖えたらば、之は一時的局限的天災のやうなものでないから、之を根絶し若くは減少せしむるためには全力を注いで懸らなければならぬと思ひます、然て如何なる方法に因てしたならば最も良いてありませうか。

#### (六) 西洋各國に於ける癩病豫防方法

日本の如くに癩病の殖えた國に於ては、國家的危険でないまでに患者を減じさせることは實に至難中の至難事でありませう。

當復生病院がテストツキド師の奮發によつて明治二十二年に創立せられて後他にも個人的に設置された癩病院が二三あります、又明治四十年に至つて政府は大なる癩療養所を全國五個所に設けられました、さうして各三百人づゝの患者を收容し得らるゝことにした然し是だけで充分でありませうか、警察の手を以て調査し得た癩患者の數のみにても日本全國には三十萬人あるといふことで、其他に隠れた患者も随分あ

りませうが、此多數の患者に對して五個所や十個所の治療院に收容する患者は幾分の一でありませうか、日本に於て癩病豫防に注意せらるゝに至つたのは甚だ日が淺いとすから、如何なる方法を以てしたら良からうかを知るために、昔時日本と同じく癩患者の多かつた國で、今は甚だ其數の少くなつた外國の經驗を視たいと思ひます、尙又之に關する學者の意見を參考したいと思ひます、故に私は今之に就いて陳べませう、然し之は決して私が日本に於ける癩病取締法を批評するのではないことは豫めお斷り致して置きます。

一、癩病に關する略史 癩病は何時頃始まつたものでありませうか、それは今明に分りません、世界開闢に就ての話で最も古く記されたのは舊約聖書の初めの五書であるエヂプトの古蹟古墳などから發掘された彫刻物中に癩病で不具になつた人間の形がある、之はフワラオン第一王朝の時代に屬する遺物である、此故に學者等の考にはエヂプトを以て癩病の祖先國としてある、さうして猶太の民とか又ベニシヤンの民などのやうな遠國にまで商業に往つて民に蔓延したのであります、歴史によつて見ると佛國のデユラ州に紀元五百七十年に癩病があつたことを記してある、紀元七百五十七年に佛國王ベバンは當時既に其數多くあつた癩病院に對して嚴重なる規則を立てた、七百

八十九年にシアルレマーギユ帝は癩病患者と結婚することを禁じた、同帝の時代に一般に癩病患者を監致させることになつたから癩病院は益各地に建てられた、紀元千二百四十四年に至つては歐洲各國に設置された癩病院の數は實に一萬九千の多きに達しました、其中佛蘭西一國のみで二千あつた、それはルドヰキコ八世王の遺言書に「朕は二千の癩病院に一萬リーブルの金を遺贈す」と記してあるのを見て知られる、而て十六世紀に及んで佛國に於ては其西南部の外癩患者は始んど全國に其跡を絶つに至りました、後十七世紀に至り時の佛國王ルドヰキコは千六百六十四年の勅令を以て總ての癩病院を廢した、是は癩患者の幾んど絶滅に歸したことを證するものであります。斯の如く政府も人民も醫師も各自協力して永い間に其撲滅に力を盡したから遂に勝利を得たのであります、若も何等の配慮もしないならば其國には必ず患者が蔓延すべきこと疑ひない、此結果から見て癩病は傳染病であるとは昔も今も人々の思ふ所てあります。

然しながら眞實にいへば、右一萬九千個所の癩病院が悉く政府の建設したものではない、政府は只規則を立て人民をして之を嚴守せしむるやう努力したといふに過ぎぬ、又特に吾等の考ふべきは、當時の政府は現今の政府と大に異つて、種々細微に過ぐるや

うな煩瑣の規則を以て人民の發憤心や博愛心を阻害するやうなことはなかつた當時の政府は今の如く繁文褥禮の煩ひのみ多くして却て權力の薄弱なるが如きものではなかつた事務は簡便であつても權力は強大であつた故に人民の博愛的發憤を見ては之を信用して全然干渉がましいことをせず總て彼等に任せるといふ風であつた今日には之に反して種々繁雜なる書類を調製したり一寸したことも様々の手数を要する之がために不幸なる病者を助ける上に少からぬ障礙を與へることがある、右に陳べた夥しい癩病院は、或は一村の手によりて建てられ或は數村協同して設けられ、或は國守によりて或は天主教會の司祭によりて或は同教の修道者によりてといふ如く、多く民間の種々なる方面から私設されたものでありました、是等が皆國家衛生上の目的に成れるものですから、政府の允許を要すること勿論であるが、極めて簡單なる手續をするに過ぎずして設立することが出來、又既に設立せらるれば大體の取締を受くるのみで微細に渡る調査や煩瑣な規則を以て制縛するといふやうな不自由はありませんでした。

二、學者の意見 之を概括して其結論を見ますれば、博愛的事業は衛生的事業と異つて如何なる政府も手の届き兼ねる程夥しくある病者を治療せねばならぬ責任が政府

にあるといはれませうか、殊に癩病のやうな不治の病に罹つた數十萬の患者の存在する國に於て、是等の患者を悉く收容し治療することが政府の力に及ぶといはれませうか、政府のなすべきこと又其力に能ふことは人民の發奮、博愛、愛國的情熱を獎勵誘導するにあります、人民が事業に失敗せざるやう方針を示し、醫學的衛生的の一般的規則を立て、指導し取締るに止まるのであります、巴里の一有名なる雜誌「コレスボンダン」は明治四十年七月二十五日發行の紙上に於て左の如く論じました。

『私設の慈惠院と官設の慈惠院と孰れが良かるべきか、吾人は之に答へて官設慈惠院は不完全なるのみならず無効なりといはん、先づ官吏又は建築師の如きは決して節儉家に非ず、彼等の協力に成れる建設物は其費用莫大ならん、實際的必要物の外に必ずや無用の浪費多かるべし、又事務員雇員の數等も多きに失するなるべし、其他何れの國の政府にても慈善若くは博愛に關する事業に就ては必ず拙劣なり、凡て優雅、慈愛、機敏等に缺くる所あるは官的經營に於ける通弊なり、彼も規則是も規則といふて徒らに規則のみに拘泥し、毫も臨機處措ある能はざるものなり、此故に凡て愛憐を以て不幸者を慰むるが如き事業に就ては、全く官設を信憑し能はざるなり、此類の事業を政府の手に委ねなば失敗に終るべきこと明かなり、孰れの國に於ても當局者

の權利濫用てふこと、繁文褥禮てふことは免れざる弊にして、隨て愛憐心には甚缺如せるものなり、此故に吾人は重ねていふ不幸者を助け慰むることは個人的愛憐と發奮とに待つの外なしと云々。

右の所論を一見すれば過激のやうであります、不幸にして之は實際だといはねばならぬ、政府の建てたる癲病院の如きは、其建築其設備は實に宏大で立派でありませう、其規則制度は糞尿の使用に至るまで細かに定められてありませう、院長、副院長、幹事書記、看護夫使丁に至るまで夥しき職員が揃つて居りませう、一見不完全なる點は見出すことが出來ないほどでありませう、なれども是等の事業に最も大切なる所の患者の生命の本、即ち慈悲と愛憐の心に於て缺くる所があります、之を以て官設病院に在る患者等は、其乾燥無味の生活のために、院内を家庭的に觀ることなく、一種の牢獄のやうに感じて居ります。

患者は罪人でない、之を囚人の如くに嚴密な規則を以て律することは甚だ難いことであります、彼等は自分等の負擔せる國稅によりて養はれ居るもので、別に他人の恩恵を受け居るものでないといふ心が常に其胸中に往來して居る、殊に彼等は不治の病に罹つて社會から嫌厭されて居るといふ自覺のために、常に社會に對して反抗的の心が

潜んで居る、此故に動もすれば其心が外に勃發せんとする傾向がある、ために職員も彼等の騷擾亂暴の起ることを恐れ、規則違反も大目に視て、其自暴自棄的な放縱な行爲をも成るべく叱責もせず、緩かな取締方を以てする、であるから患者は氣儘に段干木の故智に倣つて墻を越へたり、或は附近の畑を荒して農民の苦情を持込むといふやうなことがある、又彼等には業務がないから徒然に苦しむ、小人ならずとも餘りに閑散なのは自然不善をなすに至るのは無理ならぬ、故に患者同志が打寄りて博易をする、喧嘩をする、私通をする、實に亂暴狼藉なること言語同斷であります、斯くても尙彼等は決して永く一所に止まることは出來ない、死に至るまで院内に安住することが出來ない、嗚呼健全なる者さへも之を監督することは難いものである、況んや不幸なる彼等、罪なくして社會に棄てられた彼等、世に一の望みもなき所謂棄鉢なる彼等を監督することは如何に至難のことでありませう、かゝる不幸者を規則一遍を以て治めることは到底不可能であります、唯深い同情と愛憐より出たる温みによつて初めて慰撫し得られるのであります、己の糊口のため職務のため俸給のためなく、全く慈惠といふ理想の發動のみによつて事に當るに於て初て失敗なく、此至難の業が出来るのであります、此理想は生れながらに慈愛心に富む人、或は宗教的信念の力によりて慈愛深き人のみに於て求め

得らるゝのであります、然して政府の事業に於て此理想を持たせたいといふは無理の注文である、只個人々々に特有するものである。

歐米各國の政府は此消息を解して、凡ての慈惠的事业は之を個人的慈惠心に依頼して置く、例へば近年合衆國が比律賓を獲たとき、同島に甚だ多くあつた癩患者を療養させるためには天主教の修道女に依頼しました、此修道女といふは慈惠會を立てゝ居るもので、其目的は總ゆる病者を看護し不具者を救助するなどの慈惠事業を献身的にするのであります、故に別に一定の俸給もなく全く信仰によりて神のために働いて居る、さうして建物衣服食料だけを寄附に仰いて居る會であります、此修道女會が預かる病院には職員も雇員もなく悉く彼等自身の手によりて總てを辨じて居ります、此故に之を官設公設の病院に比べて其費用の相違は多大なものであります、彼等修道女は職務のためでなく全く慈母の心を以て患者に接するから彼等不幸者は如何に温かな取扱を受けて幸福なものでありませう。

合衆國の政府はプロテスタント教であつても、之を能く解して、マニラの癩病院のために天主教の修道女を頼んだのであります、斯く異つたる宗教又外國のものに依頼するといふことを以て毫も耻辱とせず、寧ろ當を得たものと思つて居るのであります。

日本に於ても明治初年に陸海軍司法郵便警察大中學などのために外人に依頼することを耻辱としなかつたほどでありますから、癩患者の如き不幸者を助け且つ公衆衛生を裨益する事業を外人の手に委ねたとて決して耻づべき譯はありません、此故に私は日本に於ても癩病院を天主教の修道女に任せるやうにするは甚だ策の得たものであらうと思ひます。

#### (七) 歐洲中古時代に於ける慈惠心

日本の如く國家的憂へとなるまでに癩患者の殖えた國に於ては、此問題は忽かせならぬこととあります、又此問題は國家衛生的問題であると共に國家慈惠的問題であります、廿世紀は大文明の世紀であると誇つて居り、如何なる問題をも實驗學的に研究し斷論するといふ癖である、此故に慈惠といふ美しい理想をも漸々科學的化した博愛主義としました、が多くの人が誤り考へて未開とする中古時代に於てはさうでなかつた中古時代は愛憐の情が冷かなる博愛主義でなく、純粹な熱情の發動せる慈惠であつた衛生的知識には乏しかつたといふても、單に此純なる慈惠心より出づる働きによつて全く癩病を屏息せしめた、二十世紀に於ては衛生學が進歩しても癩病に打勝つたためには中古時代より巧妙であるとは決していはれない。

政府は愛の發動によつて事をするものでない、單に公益といふ見地より規則を立てて個人の幸不幸は眼中に置かぬ、之は政府の性質であつて萬國皆歸を一にする所でありませう、されば慈愛に缺けるといふことを以て政府を責むるのは責むるものが當を失するものであります、個人の不幸を憐み之を救護するなどの慈惠事業は宗教的行爲であります、眞實にいへば理智的博愛は人間的主義である、情熱的慈惠は宗教的主義である、今の世に輕侮される中古時代を視よ、中古時代に於ても政府は一般國民の益といふことを重く視て愛憐といふことはなかつた、大患に罹つた人間に對しても容赦なき厳しい規則を設け且つ之を勵行した、例へばシアルレーマー帝は癩病系統者の結婚を禁じた、之がために一家に一人の癩患者を生ずれば其家に人權を失ふものが何人もあつた、癩患者と思はれる病人があれば直ちに規定の裁判所に出頭して、特に定められた判別し易き帽と服とを被て左肩に紅色の徽章を着け、さうして癩病院に隔離された、若し外國人なれば國境にまで伴つて國外に放逐した、癩病院の無い地なれば人民が人里離れた寂しい地に小屋を建て、其處に監禁した、死ねば屍と小屋と其他一切の衣服調度を焼拂つた、斯やうな嚴重な規則に縛られた癩患者は全く世に棄てられた人て來世の信仰がなければ自殺するの他ないほど失望の淵に淪むてありませう。

憐れなる癩病人が斯く社會に棄てられても愛教なる天主教は決して棄てなかつた、却て健全な人よりも大切に扱ひ其心を慰めるために種々なる感すべき式を行ひました、勿論政府の規則に背くことは出来ないが其規則に準據して慰安の式を行ひ且つ勞はりました。

天主教は昔より癩病者を尊敬して『憐み深き天主の病者』或は『天主に愛されたる貧しき者』と呼びました、故に彼等を助けることは取も直さず天主を助けるに同じである、彼等に一食を與ふるは天主に一食を献ずるに同じである、彼等に害を加ふるは天主に害を掛けるに同じである、信者は思ふて居る、斯く一般の人民に慈惠心を起させることは感すべきことではありますまいか。

さうして癩病患者が右のやうに愈裁判所に於て癩病院又は癩病院無き地では隔離病舎とは名のみ的小屋の中に監禁せられべき決定を受けますと、其時感すべき信心的の入舎式が行はれます、今其一例として紀元千五百八十五年佛國ルイム町に出來た入院の定式書に記してある所を擧げませう。

『司祭は多くの信者と共に癩病院又は隔離病舎の前に患者を伴ひ、先づ法律的の禁令條目を読み上げ、後福音に記されたる十人の癩病者の話を讀む、さうして患者の被



るべき衣服と其用具調度毛布寢臺の類まで祝別し、特定の服を纏はせて左の如く宣する。我兄弟よ、汝謙遜を以て此祝福を享けよ、天主の御名に依つて此服を纏はずして外出すること勿れと、又小さき樽を與へていふ、汝飲むために此樽を享けよ、汝河にも井にも泉にも飲むこと勿れ、又其處に汝の手に觸れたる總てのものを洗ふこと勿れと、又四竹しよちく竹にて造り手にて鳴す道具を與へていふ、此四竹を受けよ、汝健全なるものと談話を交ゆること勿れ、用あるときは此四竹を鳴して合圖せよと、又手套を與へていふ、此手套を受けよ、之を用ひずして汝の所有物の外に手を觸るゝこと勿れと、最後に司祭は患者の服を撮みて病院に導いていふ、これは神の聖旨に従ふ汝の家なりと而て患者の前に木製の十字架を立て、之に賽錢箱を附けて先づ最初に司祭が施金を投ずる、次に他の多くの信者が之に倣つて投ずる、其後司祭は信者と共に天主の聖堂に往き跪いて司祭が左の如き哀願の祈りをする、「如何に全能なる主よ、願くは汝の僕なる此患者が負ひたる大なる不幸を堅信によれる忍耐を以て堪へ得るやう助力を垂れ給へ」と、終つて信者は一齊に亞孟と唱へる。

右のやうな式を以て癩病者が世間と離隔せられた後も、司祭は決して之を放任せず時々彼等を慰める式が行はれました、其祈りは彼等をして未來に希望を起させるもの

であります、其祈の一例を挙げますれば

『吾兄弟よ、憐み深き天主に愛されたる貧きものよ、此世に於て虔信を以て堪へたる大なる苦難によりて未來に病も苦みもなき御國に入り得べし、汝今世間に別離せることは只一時のみ、唯汝の肉のみの別れなることを忘るゝ勿れ、汝の靈は決して天主の教會に別るゝことなし、健全なる信者と全く同一に教會の愛子なることを覺えて自を慰めよ、既に世に残り少き汝の歳月に忍耐して來世の幸福を待てよ』と。

天主教會は此様にして政府の嚴密なる規則に堪へまいやう心配して居りました、これは宗教的の慈惠であります、宗教を除いては、かゝる境遇にあるものゝ不幸を慰め又これに力づけて堪へ易くさせることは決してありません。

中古時代に癩病院に收容された患者は、數多の修道士又は修道女等の親切なる看護によつて極めて平安に生活しました、又修道士でなくとも普通信者で篤志を以て患者を看護したのもありました、十三世紀に佛王ルドグキョ九世は虔信の方であつて、幾度も癩病院を見舞ひ、其手に親しく患者の療治をしたり、給仕をしたりなどなされました、同世紀中獨逸のチュリグ州の王后なるエリザベットも右と同様なことをなされました、是等の話によつて見ますると、中古時代の慈惠心は二十世紀の博愛心と如何に

違ふか分りません。

中古時代の終りに歐洲に癩病が根絶したほどに其數を減じたのは、政府の嚴密なる規則を立てたるが爲のみでなく、特に宗教的の深い慈惠心が與つて力あるものでありました。

願くは日本に於ても人々の奮發によつて癩病が國家の爲に危険なるほどに成らないうやう早く其數を減ずること、深く私の希望する所であります。

大正三年五月二十一日

神山復生病院長

天主教司祭 ヨゼフ、ベルトラン 謹白

(本篇を茲に轉載することに就ては天主教會靈父チユルパン師の快諾を経たるものなり)

## 慰癡園の概況

私立病院慰癡園は東京市外目黒に在る、社團法人好善社の經營に係る、その創立は明治二十七年であつた。先づその創立の由來を叙すれば、明治初年に、亞米利加から渡來

した基督教の宣教師ミスヤングマン女史は、布教に努むるの傍ら、明治十八年同志の基督教徒九名と共に好善社なるものを設けて、熱心に慈善救濟の事に盡力した、明治二十四年八月、基督教徒にして癩病に罹つた一婦人があつたので、好善社々員等は協議の上之を救濟することとし、之を千葉縣千葉病院に入院せしめ、應分の費用を支辨することとした。是れ實に同社員をして、癩病患者に對する同情の念を深からしめ、之が救濟の忽せにすべからざるを感ぜしめ、後ち遂に慰癡園を起すに至らしめた動機であつた。

そこで、ミスヤングマン及び宣教師ビヤソン兩氏はその所屬せる本國の傳道會社に對して、癩病患者救濟事業に向つての同意を求め、且つ出資の事を請ふたが、不幸にしてその容るゝところとならなかつた。然れども其志を棄てず、種々計畫を怠らなかつた時、偶々濃尾大地震の災厄起り、好善社は特に社員を派して之が救濟に従事し、焦眉の急務に逐はれて、癩者救濟の事は暫らく中止の有様であつた。

其後明治二十六年初秋、駿州神山に於て布教しつゝあつたミスヤングマン女史、傳道師大塚正心氏及び二三の同志相會して、癩者救濟の事に就て相謀り、其目的を遂行せんが爲に神に祈り、共に献身此事業に當らんことを盟約した。

會々新來の外字新聞に蘇格蘭エヂンバラ市レバー・ミツション・トラスト・アツンシエ

ション(同會社は後ち愛蘭士ダブリン市に移つた)が世界の癩病院設立企望者に資金を補助せんとの廣告の掲載せられてあるのを見て篤志なる某氏は好善社諸氏の希望と共に詳細なる情況とを通報して照會するの勞を取つたが通信僅かに二回を経たる後ち同會社より創業費の補助として英貨二百磅を寄贈し其設立を慫慂して來た。是れは明治二十七年の春であつて事業始めて其緒に就くを得たのである。

此に於てヤングマン女史は好善社々員和田秀豊大塚正心守田智恵其他諸氏と計り同年五月東京府荏原郡下目黒に地を卜し種々の障礙を排して一千五百坪の敷地を購入し假病室を建て直ちに千葉病院より患者を引取つて之を收容した。九月病室二棟炊事場一棟落成し始めて慰養園と稱し十月開園式を舉行し同時に同園規則を編成した其目的として記したところは「本園は病院と異なり惘然たる癩病患者を慰藉收容し且つ同病者に基督教を宣傳するを以て目的とす」と云ふに在つた即ち同園の性質は最初は病院と云はんよりは寧ろ憐むべき癩患者に對して精神的慰安を與へ心靈的救済を爲すことを主なる目的として居たのである。同園の患者は本籍の明瞭なる者に限つて入院を許すのである。そこで大塚正心氏夫妻を同園監督とし同時に北島剛三加治木勇吉二氏に醫療の事を囑託した。茲に於て大塚正心氏はかね子夫人と共に同園

に入り患者と起居を共にし看護其他諸般の事務をも親らした。翌年二月園内に監督住宅の落成するや氏等は之に移り住むことゝなつた。

明治二十九年隣地六百坪を購入し漸次病室浴室等を増築し三十四年會堂一棟を新築し隣地一千坪を購入した。現今病室は五棟在る内一棟は傳染病隔離室に充つる豫定なりしも幸に未だ曾て傳染病者を出さない爲に普通病室又は遊戯室として用ゐて居るさうである。

三十二年政府の命ずる所に依り病院に非ざれば患者を收容する能はざるに至つたので改めて病院組織となし北島剛三氏を其院長とした。同年醫學博士北里柴三郎氏の經營せる芝傳染病研究所にて治療しつゝありし癩患者二十餘名を同園に委託せられ爾後同研究所より醫師を派して血清療法を施すことゝなり治療上の事は擧げて同博士に一任することゝなつた。患者は入院外來共自費及給費の二種とした併し自費と稱するも初は一、二乃至數ヶ月分を納入すれども多くは永續せず其後自費を廢し全部給費とした。資産ある者は入院の當時に數十圓乃至百圓位を一時に同園の維持費に寄附するものもあると云ふ。又現在には入院患者のみで外來のものはない。

北里博士は其後引續き顧問として依然治療上の事を指揮し研究所より一週二三回

醫師を來診せしめて居る。現今主任の醫師は醫學士大河原一太郎氏である。

血清注射の効果は患者の病性に依るものゝ如く、一概に斷言することを得ざるも、少くとも患者を絶望より救ひ、希望と慰藉とを覚えしめる時としては奇效を奏するものもある。稀有の例ではあるが、或患者の如きは、入院後大に効果を顯はし、或時偶然その郷里にて治療を受けたる醫師が同園を參觀したのを見付けて、進み出で、挨拶を述べしに、其相貌が餘りに快方に治癒して變化したりし爲に、醫師はその自ら手がけたる患者なりしことを識別し得なかつた位である。

三十八年三月、好善社は社團法人の認可を経た爲に、同園の土地及建物は同社團の管理に屬することゝなつた。

四十一年癩豫防法施行せられ、四十二年以來、東京府より警視廳を経て、行路病者中の癩患者を一時救護として同園に委託せられ、本人の戸籍並に扶養義務者の有無等を調査し、府の公立療養所たる東村山全生病院へ送致するまで、假に收容することゝなつた。何分浮浪性を帯び、惡習に染みたる乞丐などもある爲逃走する者もあつて、管理上頗る困難であると云ふ。中には調査遅延の爲、一年近くも在院するものがあつて、自ら本園患者の感化を受け、悔改めて基督教の洗禮を受けたものもあるさうである。其費用と

して警視廳より支辨する額は一日一人四十五錢であるが、食事のみならず、諸般の雜費特に長く滞在する者は被服費をも含むのであるから、實費を償ふに足らぬ場合が多いさうである。

癩豫防法律施行の後、即ち四十二年以降、年々内務省から下賜金があつた、其額は一定せず、最高額は八百圓であつたが、本年度の如きは最少なく、僅に百七拾圓であつた。東京府からも、大正五年以降、従業者慰安の料として、年々五拾圓乃至七拾圓宛を寄贈せられたが、本年は特に物價騰貴の際故、本園經費の中へ補助するの條件を以て百圓を寄贈せられた。

同園の維持費中主要なるものは、前顯英國アイルランドのダブリン市に在るレバミッシュ・ポイント・トラスト・アツンションの寄附に依るので、初は毎年二百磅宛であつたが、後ち物價騰貴の事情に鑑みて二百五十磅宛を寄贈して來る、歐洲大戰中英國財界多難の際にも、其寄贈の繼續せられたことは、特に記憶し感謝せねばならぬ。然るに其後物價奔騰して同園は財政頗る困難を感ずるに至つた爲、事情を具して増額を懇請したのに對して、同會社は目下審議中であると云ふ。

右の外好善社員の集金、及内外有志の寄附金品と、入院患者にして自辨能力又は扶養

資力ある者の納金等を以て経費を支へて居るのであるが、本来秘密を欲する該病者を慰むるを主旨とするが故に、廣告を憚りて、従来同園としては寄附を勧誘又は募集したることなきも、宣教師並に好善社員等が個人として、特に篤志家の同情に訴へたことあるさうである。又大方の篤志家から進んで金品を寄贈し來る場合もある、其最近の一例は曩頃永眠した米國宣教師で日本浸禮女學校の教師であつた故ミス・ホイットマンの遺旨に依て米國の遺族から此程三千八百圓を寄贈して來た。同園は曾て公告をしないが、往々海外の意外の邊より同情を寄せ來るものがあり、近來は内地よりも不時に金品を贈るものがあるさうである。

本園の経費は月額凡金八百圓を要す、其用途は主として患者の食料、藥品、被服、監督員及事務員の給料、電燈料等である。その維持經營に就ては、總て好善社々員の協議決定するところに依るのである。同社々員の數は目下凡四十名である。

在園患者の現在數四月は三十四名、内女拾名で、外に府の委託拾名である。今は比較的減少して居る。本年二月の如きは府の委託患者も多かつた爲、總數七十名に上つて居た。

創業以來現在までの同園收容患者總數は二百九十二名である。案外少數の様であ

るが、創立當時以來繼續して、今尙ほ現存する患者もあるから、之を總人員の延日數に通算すれば三十四萬五百五十三人となる。但し右の人數には、府からの委託患者は全然除外して在る。

同園は基督教信者の創立に係り、癩患者の心靈的慰安を主要の目的とするが故に、朝夕祈禱及聖書の講義を爲す。日曜には午前日曜學校を開き、村上春雄氏二十年來之が校長として懇切に教導し、午後は説教あり、大塚正心氏及び和田秀豊、オルトマンズの二教師交々之を擔任して居る。患者は信仰を得るに従つて慰安を感ずること顯著にして、現今在院者は總て皆洗禮を受けて同教信徒となつて居る。

心靈の慰安と共に衛生を重んじ、特に身體、被服、居室、庭園等の清潔を主とし、毎日入浴せしむ。患者の始めて入院する時は極めて不潔にして、一夜に白き皮の剝落するもの殆んど手掌に一杯となるものさへあるも、毎日入浴せしむるに及んで漸次此事止むと云ふ。記者參觀の際、園内極めて清潔に掃除せられ、居室何れも清潔に且整頓せられ、患者の相貌、被服も清潔に見受けられ、深く管理上の苦心を察し、訓練の能く徹底せるを感じたのである。

病室は男女棟を別つて在るが、患者は家族的に相助けしむることゝし、病患の輕さも

のは其人に應じて農業又は工業に従事せしめ婦人は裁縫等を爲さしめ成るべく自治制を守らしめて在る。唯炊事場のみは健康者を使役して居るさうである。園内に雜貨其他患者日用の需要品を購求すべき設備も置いて在る。記者は患者が安んじて生活しつゝあるの狀を看取した。特に病室前の庭園には多く花卉を植ゑ、牡丹、山吹其他の草花が美しく咲いて、患者を慰藉するの一助となつて居るのを見た。

同園敷地面積は現在三千七十三坪五合、建物總面積は二百八十坪である。外に隣接地一町歩を借地してある、それは農圃に充て、陸稻、麥、其他野菜を栽培し、患者の自作自食に供して居る、市の近郊として借地料不廉にて、年額五百圓を支拂ふは經濟上苦痛とするところなれども、其半額以上は優に作物の收穫を以て償ふことを得、加之同園經營上最も苦心を要するは患者の糞便等排泄物の處分であるが故に、之等を消毒して園内農圃の肥料となすこととしたのださうであるが、患者には農家出のもの多き爲喜んで耕耘に従事し、勞働は肉體にも精神にも益するところ多く、又其所産は豊富に患者の食用を充たすに足るのみならず、就中陸稻の如きは、正月や天長節其他祝日等に、患者等が餅赤飯等を作りて喜び食ふの料となるなど、物質以外の餘得もありて、好結果を擧げて居るさうである。

同園にては曾て入院患者の伴ひ來りし兒女三人を其親より隔離して養育し、普通教育を施したが、三人共健全に成長し、年々健康診断を受けしむるも、癩患發病の兆なく、内二人は女にて、學業の成績特に優秀であつた。最年長なる姉は今春インフルエンザに罹りて病歿せしが、妹は今三十歳にて、傳道師となりて熱心に奉職して居る、弟は二十七歳にて或る業務に従事して居る。

癩病患者の兒女にして未だ此病を發せざる内に、之を豫防し、隔離し、教育して世に立つことを得せしめんとは、好善社諸氏の久しく計畫しつゝあるところと聞いて居る。曾て同社より此計畫に就て英國ダブリン市の印度及東洋癩病救濟會社へ謀かに豫算を求められ、早速見積書を送つたが、印度及支那等に於ては、敷地代其他物價の低廉なるに比し、我國は地價並に諸物價不廉なる爲、到底印度及支那等に於て經營せらるゝものと比較すると能はざる有様にて残念にも沙汰止みとなつた。又先年米國から癩病視察の爲に來朝したダンナア氏は、當時好善社員和田秀豊、大塚正心諸氏と共に、内務省及警視廳の當局者等と會見し、此事を協議したが、種々の事情の爲に具體的成案を見るに至らなかつた。ダンナア氏は歸米の後も、熱心に其計畫の實現を希望し、若し其計畫にして成らば、自ら最初の寄宿舎建設費を寄附すべければ、速に實行に着手するに至ら

んことをと慫慂して居るさうであるが、愈之を實現せんとすれば資金を要することも尠からず、且つ其經營に就ても慎重に考慮すべきもの多く、刻下熟議を重ね、研究中ださうである。

癩病の遺傳性よりも傳染性なること既に認められ、隔離豫防の最も有效の急務なることも既に認められたる今日に於て、癩病者の兒女を早く病毒より隔離し之を救護することは、國家的衛生の上より見るも、社會的救濟の上より見るも、人道的慈善の上より見るも、人間能力の經濟より見るも、洵に忽にすべからざる事である。記者は當局者の考慮と仁人志士の盡力とに依りて、其設備の早く實現せんことを切に祈るものである。同園創立者の一人ミスヤングマン女史は七十餘歳の高齢を以て、十年以前に永眠した。

大塚正心翁は齡正に七十五、かね子夫人は六十五歳、共に心身を此事業に捧げて以來二十有六年、鏗鏘として今尚ほ日夜執掌して居る。特に經費の乏しき爲、今は僅に一人の事務員と共に家族を擧げて事に當り、萬事を處理して居る。昨年二月紀元節に後藤内務大臣は氏が多年の功勞を表彰して賞狀並に賞金百圓を贈與した。牧師和田秀豊翁は歳正に六十六、現任好善社々長である、意氣尚ほ壯者を凌ぐの概を以て好善社諸氏

と共に終始此事業の爲に心力を注いで居る。記者は今此事業の概況を記述し、終るに臨み、氏等並に同園同勞者諸氏に對して甚深の敬意を表するのである。

(此記事は明治三十三年十月、「東京評論」同人と共に同園を訪問し、同誌に掲載したる舊稿に基き、今茲四月雨潤會に於て本冊子を刊行せらるゝに方り、再び同園を訪ふて、見聞したる所に依て改補したるものである。)

坂井義三郎

本邦癩病叢錄終

大正八年七月五日印刷  
大正八年七月八日發行

〔非賣品〕

編輯者兼  
發行者

東京市芝區白金今里町八十九番地

坂井義三郎

印刷者

東京市神田區美土代町二丁目一番地

島連太郎

印刷所

東京市神田區美土代町二丁目一番地

三秀舍

發行所

神奈川縣鎌倉町由比ヶ濱陸奥方

雨潤會



8.8.13

57
55

終

